

(第一類) 第九号

第六十八回国会 商工委員会

議録 第二十一号

昭和四十七年五月十六日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 鳴田 宗一君

理事

浦野 幸男君

理事 小宮山重四郎君

理事

橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事

樋上 新一君

理事

吉田 重光君

理事

中村 泰造君

理事

神田 利幸君

理事

塙崎 博君

理事

羽田野忠文君

理事

増岡 博之君

理事

山田 久就君

理事

加藤 清二君

理事

松平 忠久君

理事

広沢 直樹君

理事

西田 八郎君

出席政府委員

公正取引委員会

委員長

田中 武夫君

出席政府委員

通商産業大臣

田中 角榮君

出席政府委員

外務省経済局長

平原 敏君

出席政府委員

通商産業政務次官

稻村左近四郎君

出席政府委員

通商産業省通商局長

山下 英明君

出席政府委員

通商産業省織維局長

佐々木 敏君

出席政府委員

大蔵省主計局主

同(吉田泰造君紹介)(第三二三五号)

同(岡本富夫君紹介)(第三二〇九七号)

同(有島重武君紹介)(第三二〇九八号)

同(近江已記夫君紹介)(第三二〇九九号)

同(岡本富夫君紹介)(第三二〇〇号)

同(沖本泰幸君紹介)(第三二一〇一号)

同(北側義一君紹介)(第三二一〇二号)

同(月沼次郎君紹介)(第三二一〇三号)

同(見守明君紹介)(第三二一〇四号)

参考人

日本化學織維人

日本織維産業人

近藤駒太郎君

参考人

日本化學織維人

杉村正一郎君

参考人

日本化學織維人

参考人

協力を賜わるよう、特にお願いいたす次第でござります。

そこで、先ほど御礼申し上げました、短期的には設備の買い上げあるいは長期低利の融資の資金でもちまして、業界といたしましては現在のことろ大きく支障は来たしておらないようやつておられます。が、一部にはもうすでに危機を来たしておる業界もあるのでございます。

そこで、われわれ織維業界が長期的ビジョンはどうあるべきかということ。織維産業連盟に加入いたしております化織協会、紡績協会はじめ下はわれわれ織製業界に至るまで、発展途上国の追い上げあるいはまた輸出の制限等のしわよせを受けおるこの日本の織維業界の今後のあり方に対しましては、長期的にじっくり腰を据えてビジョンづくりをやつていかなればならないのではないかということで、連盟といたしましては寄り寄り近藤副会長さんのお話しになりましたように、輸出規制について政府間協定も行なわれ、今まで協議をいたしております。まことにかといふことで、連盟といたしましてはおこがましゅうござりますけれども、私どもいたしましたことは何をしてほしい、かにもしてほしいんだということを甘えて申し上げるようなことは今後いたしたくはございませんが、長期的に見えて、日本織維産業連盟といたしまして、それぞれの違った業界がどのようにしたならば一番ベターであるかということを業界ぐるみで検討中でございましたので、どうか先生方におかれましては、今後ともビジョンづくりに対しまして一段の御支援と御指導を賜わりますようこの席上をかりてお願ひいたしまして、私がどうございました。

○鴨田委員長 次に、杉村参考人にお願いをいたします。杉村参考人。

○杉村参考人 私、日本化学織維協会の理事長の杉村でございます。

初めて、日ごろ織維産業のために非常に御支援をいたしております先生方に厚く感謝の気持ちを申し述べたいと思います。あわせて、本日は、この特織法の審議にあたりまして意見を述べる機会を与えてくださいましたことに対し、まことに光榮でございます。ありがとうございました。

特織法のことにつきましては、政府の説明もありますように、これは審議会で長い間審議した結果、その答申に基づくものだということです。

ありますように、これは審議会で長い間審議した結果、その答申に基づくものだということです。

す。あるいはそのビジョンにしましても、もう少し違ったあらわれ方をしたのではないかと思われます。もちろん、答申は半年ないし一年前のことでございます。私も及ばずながら審議会には委員として参画いたしました関係もございまして、ぜひそ

うございますけれども、そのときにもいろいろな萌芽として新しい事態を示唆するようなことがございました。けれども、全体として重点の置き方が個別企業の生産性向上と申しますか、国際競争力を強化するためにもと省力化を進めなければならぬ、それに対して国家としてできるだけの助成をするというような趣旨が多く出ておりまし

て、その他の点につきましてはコンバーチャーを中心とした体制をつくれとかあるいは国際的分業についても用意をしろとかいろいろなことが書いてござりますけれども、重点は何といましても企

業の近代化投資、設備投資というようなことが中

心でございました。それらについてもおそらくは

新しい事態では再検討しなければならないのでは

ないかと思われます。たとえ申しますと、国際

競争力の基準を求めたその為替のレートの変更だけ取り上げましても、今までよりもっとシビアな基準で考えなければならぬのではないかとい

うようなことも出てくるわけだと思います。そ

うことで、できればこの時点で新しい方向づけ

をした上で、織維政策をお進めいただくのが当然

だと思いますけれども、何んにもこれは非常に

むずかしい問題でございまして、審議に時間もと

りましょうし、また業界自体としましても、こう

いう急変に向かいましていろいろ戸惑っているこ

ともござります。私ども化織協会におきまして

も、こういう情勢の変化につれまして今までの

ような輸出依存度を非常に大きく見た高度成長

を続けるというような行き方については、もう転

換期が来たのではないだろうかという基本認識を

持ちまして、中期対策といっておりますけれども、ここ三年ばかりの新しい方向転換について勉

強をいたしまして一応の答申を得たわけでござ

ますが、これの具体化についてはこれからござ

いまして、いろいろといままでと違った考

え方をとらなければならぬということを自覚してお

けでございます。おそらく他業界におかれまして

は多かれ少なかれそういうことだと思います。

そういうことで、おそらく近いうちに政府にお

かれましても新しい織維政策の方向をお立てにな

ります。もちろん、答申は半年ないし一年前のこと

になります。私も及ばずながら審議会には委員として参画いたしました関係もございまして、ぜひそ

うございますけれども、そのときにもいろいろな

萌芽として新しい事態を示唆するようなことがございました。けれども、これまでの間じつと

ございました。けれども、これまでの間じつと

業界では四十二年度から、四十六年度までの五年間に、設備の近代化、過剰設備の廃棄、企業規模の適正化などの諸対策を精力的に推進してまいりました結果、構造改善計画で策定していた近代化設備の比率は、計画当初の一三・五%から四十六年度末に八〇%強に達するものと見込まれております。また紡績の生産性その他をかります一相当たりの人員も、四・八人から三・一人へと減少するものと予想されております。また過剰設備については、四十三年度に行なわれた過剰精梳機の一括処理を中心に約百十二万台廃棄されましたほか、企業規模の適正化では三十五企業が参加し、九グループの成立がみられるなど、構造改善対策は着実に進捗してまいった次第でござります。

このため、紡績業全体といたしましては比較的安定した産業基盤の確立がはかられ、四十五年度秋以降に顯著となつてまいりました景気後退期におきましても、不況の影響は相当深刻に受けたのでございますが、從来経験したような過当競争の激化や市況の著しい悪化など、從来の不況時のような極端な事態に直面することはようやくこれを避け得たようになっております。

しかしながら、この間における内外環境の変化が当初の予想を上回るほど急激かつ広範であつたため、せっかくの構造改善努力の成果が著しく減殺される事態が生じてしましました。このまま放置すれば、紡績業は国際競争力を失い、長期的な発展を達成することが困難になる事態が再び懸念されるに立ち至つております。

まず国際環境におきましては、後進国織維産業の急速な発展がござります。このためわが国織維品の輸出市場において競争が激化しているばかりでなく、近年はわが国これら諸國からの織維品輸入が急増しており、綿製品の国内消費に占める輸入比率は昭和四十六年度で一・一%にも達しております。

特に四十六年八月からは後進国に特惠関税が供与せられたため、輸入の増勢に拍車がかかっており、後進国製品と直接競合する製品を生産してま

りましたわが国中小紡績業は、大きな影響を受けている次第でござります。

一方、先進国におきましては、西欧主要国の非米国を中心としてカナダ、オーストラリアなど国内織維産業擁護のための保護貿易主義の動きが顕著となつております。また、昨年十月には、対米纖維輸出に関する政府間協定が締結され、わが国

の米国向け織維品輸出は大幅な減少が予想されおり、わが国織維産業は先進国市場でも大きな試験に直面しております。

他方、国内環境については、近年労働不足を背景とした大幅な賃金上昇によりコストアップが毎年続いている、企業経営の大きな圧迫要因となつております。また、所得水準の向上に伴ない織維消費の多様化、高級化が急速に進展してきたため、新しい需要動向にマッチした経営体制を早急に確立することが必要とされている次第でござります。

このような著しい内外情勢の変化に對処し、紡績業が長期的繁榮を確保していくためには、四十七年度以降においても引き続き抜本的な業界の体质強化を促進することが何よりも重要な課題であることは申すまでもございません。

幸いにして、纖維工業審議会並びに産業構造審議会において、紡績業の構造改善問題について御審議いただいた結果、構造改善事業の継続が必要であるとの結論が出され、現行構造改善法の期間を延長し、その間に革新機の大規模導入により画期的近代化を促進するとともに、消費者志向型の生産販売体制を確立することなどを目標としております。

紡績業界といたしましては、このような答申の方向に即して、從来にも増して努力を傾注する所存であります。しかし、その根拠となる法律の制定とそれに基づく政府の援助がなければ本格的な構造改善事業を推進することは不可能でございます。諸先生方の御尽力により、幸いにして構造改善法の延長が実現した場合におきま

しては、業界は一丸となって構造改善事業を推進し、大幅な省力化と高度な近代化を達成するとともに、高級化、多様化しつつある織維品需要に敏感に即応できる生産流通体制を確立できるものに確信しております。

このような方向は、一九七〇年代における先進国型織維産業として主要先進国が目標としているものであり、いわゆるファッショントラン産業としての米国向け織維品輸出は大幅な減少が予想されおり、わが国織維産業は先進国市場でも大きな試験に直面しております。

わが国經濟が、今後、重化学工業から知識集約産業へと移行しつつ発展を遂げていく過程において織維産業もまた大きな役割を果していくことが期待されており、その中核である紡績業は引き続き重要な責務を果たしていくかねばならないものと自覚いたしております。

このような業界の積極的な意欲と、當面しておられます困難な諸情勢を御勘案いたしまして、現行構造改善法の延長を含む改正法案の成立に格別の御高配と御尽力を賜わりますようお願い申し上げる次第でござります。どうもありがとうございます。

このような業界の積極的な意欲と、當面しておられます困難な諸情勢を御勘案いたしまして、現行構造改善法の延長を含む改正法案の成立に格別の御高配と御尽力を賜わりますようお願い申し上げました。

○鴨田委員長 次に、寺田参考人にお願いいたします。寺田参考人。

○寺田参考人 私は、日本綿スフ織物工業組合連合会の理事長寺田忠次でござります。

私どもの綿スフ織布業界の振興対策につきましては、国会の諸先生から平素格別の御指導と御支援を賜わりまして、業界あげて感謝している次第でござりますが、本日また特織法の改正につきまして、業界の意見を申し上げる機会を与えていただきましたが、重ね重ねの御高配に対しまして、まことにありがたく存じます。厚くお礼を申し上げる次第でござります。

私どもの業界の概況を申し上げますと、この業界の業者の数は約一万七千でございます。そして従業員の数は十四万人、従業員の平均規模は十人足らずの中小規模のものであります。これら多くは、業界全体といたしましては、今後なお一そ

の生産をしていくわけでございます。この生産高はわが国の織物総生産高の約七割を占めているわけでございます。昨年初めころには、一昨年来の在庫調整がほぼ終わりまして、市況にも好転のきざしが出て喜んでおりましたわけであります。

三月には対米輸出の自主規制、八月にはニクソンのドル防衛対策、十月には日米政府間の協定による対米輸出規制の実施など、再三にわたりまして外からの大きな衝撃を受け、この非常事態をどうを担うものと考えております。

この事態に対しましては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに相なりまして、この設備の買い上げや、三回にわたる長期低利融資を融資していただけることに相なりまして、この憂慮にたえなかつた次第でござります。

この事態に対しましては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

この事態に対する対応としては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜わりまして、二回にわたる長期低利融資を融資していただけることに対応できました。

品や工業用資材として、今後ますます需要が増大するであろうという傾向にあります。織布業はこの織維産業の中核となる重要な産業であると考えられております。しかし、現下の織布業界は、先進国の輸入制限あるいは発展途上国との追い上げ、労働力の不足などの内外諸情勢が予想以上にきびしくございまして、激変してまいりましたので、私ども現に業に携わっている者は、この際さまざまの構造改善事業をさらに拡充してこれを継続実施して、強い国際競争力を持つようにならなければ、輸出の減退はもちろんのこと、国内市場をも外国製品に蚕食されること必至であると憂慮せざるを得ないわけであります。しかし、幸いに現行の構造改善事業を完遂することができると確信する次第であります。このため、特織法による織布業の構造改善事業は、この事業が完成するまで継続実施ができますようにしていただきたい、かように切望する次第であります。このような次第でございますので、このたびの特織法の二ヵ年延長につきましては、ぜひとも実現していただきたい、お願い申し上げる次第であります。また二ヵ年後以降におきましても、織布業の重要性と内外諸情勢の緊迫性はさらに加重されてくる、かように思いますので、業界の振興対策につきましては、引き続き段階的御指導と御高配を賜わりたく念願する次第であります。

されると、これら共同事業を円滑に実施することができますようになるものと大きな期待をかけているわけでございます。私どもの業界は、この見地から、業界から拠出すべき出捐金につきましても、相当額の拠出をする覚悟をきめております。このような事情でござりますので、この制度の創設につきまして格段の御高配を賜りますようい念願している次第でございます。この制度の創設にあたりまして、四十七年度の政府からの出資は十億円と承つておりますが、この政府出資は毎年継続実施して、最終的には政府出資額が民間出捐金を上回ることができ得ますようになります。御高配を賜りますように、特にお願ひ申し上げるわけでございます。また、業界からの出捐金は、政府の出資金と合わせて業界振興の共同事業に充当される性質のものでございますが、業界におきましては、業界の責務を自覺して、非常に苦しい中から出捐するわけでございますので、この業界出捐金につきましては、税法上非課税扱いとしていただくことができましたならば、まことに幸甚であります。かように考えるわけでございまして、特段の御高配をお願い申し上げたいのでございます。

太郎に対しまして出席の御指名があつたのでござりますが、おりあしく海外に出張中でござりますので、私がわりまして陳述さしていただきます。  
さて、わが国の毛製品の輸出は、一九六八年、昭和四十三年でございますが、その二億一千五百万ドルを頂点といたしまして漸減の傾向にあるのでございます。ことに昨七一年度の輸出は、一億四千八百万ドルでありますて、その前年七〇年度の一億九千四百万ドルに比べまして、二割四分の減少でござります。これは主要市場である米国をはじめ、香港、カナダ向けの織物輸出が不振であつたことによるものでござります。これらは米国の輸入制限措置、毛織物のダンピング調査並びに昨年八月以来の変動為替制、これに引き続いての円の切り上げ、さらに最近におきます円再切り上げの不安に影響されたことが大きな原因となつておりますが、業界といたしましても、輸出品構造の高度化と秩序ある輸出の推進をはかる必要がある次第でございます。このため、日下御審議中の構造改善臨時措置法改正につきましては、先刻米参考人の皆さま方からお願いいたしておりますとおり、当組合といたしましても、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思う次第でござります。

れました毛織物の輸入制限協定を破棄されることを要望いたす次第でございます。

第二点でございますが、米国における毛織物のダンピング問題についてでございます。米国業界は、昨年三月日本製毛織物に対しましてダンピングの疑いありとして財務省に申し立て、われわれは米国担当官による調査を受けたわけでありますが、これに対しまして業界はダンピングの事実のないことを明確にした資料を作成しまして反論いたしました次第でございます。しかしながら、不當にも米国財務省関税局は、輸出商品の特殊性とか日本国内における流通経路あるいは商慣習といったものを一切無視いたしまして、一方的判断でダンピングの容疑ありとして、去る五月十一日輸入品に対する関税評価の差しとめ発表をいたしました。この結果、日本側の業界もいたしましたは、暫定的に米税関に対しましてダンピングマーク二〇%の保証金の預託を余儀なくされておるわけでございます。この決定はまさに不当な判定でございます。かような米側の姿勢はダンピング防止法の本来の趣旨を超えたもので、国内産業保護の強化を一そく強めようというねらいにはならないと考えられます。政治的配慮によりまして経済問題を抑圧するという無法な態度といわざるを得ません。今後業界といたしましては、あらゆる機会をとらえましてその不当を訴え続ける所存でございますが、日米織維取りきめによって最近の水準に抑えられ、かつまたダンピングという不正当なる容疑をかけられました当業界の窮状を御認識くださいまして、政府におかれましても何ぶんの御支援を賜わりますようお願い申し上げる次第でございます。

方におきましても御高承のとおりと存じます。しかし、最近わが国固有外貨の蓄積の増加とともに、円再切り上げの不安は強うございまして、輸出の成約に多大な不安と困難をいたしておるわけでございます。これにつきましていろいろこまかくお願いいたしたいこともございますのですが、本日は以下の二点にしぼりましてお願いしたいのでございます。その一つは、為替予約制度のことです。ございますが、もしも今後円の変動相場制が再実施される事態の場合におきましては、即刻中小企業製品にかかる輸出成約の円滑化をはかるための外貨預託制度を再実施していただきまして、この外貨預託制度を裏づけとしての外為銀行による中小企業製品輸出にかかる為替予約制度の実施であります。その二」といたしましては、為替変動準備金制度の創設につきましてのお願いでございます。私が現在困っておりますのは、取引の成約量が比較的の多うございまして、しかもその契約に対する為替予約の不可能なる六ヶ月をこえ一年未満の中長期の為替取引を安定させようとする措置をはかつていただきたいのでございますが、政府は四十七年度の税制措置におけるかつて、長期外貨建て債権については為替変動準備金制度を新設されましたが、短期外貨建て債権につきましてはかかる措置は認められておりません。御承知のように、昨年の円の変動相場制実施による為替差損につきましては何らの救済、補償措置も講ぜられておりません点にかんがみまして、特に中小輸出業者の維持と輸出取り扱い額に一定比率を乗じたる額の積み立てを認める為替変動準備金制度をぜひ創設をはかつていただきたいとお願いいたしたいのでございます。これは中小輸出業者の念願でありまして、これによってのみ前途にわづかの希望を見出得るような現状になつておるわけでございます。

の個人的な考え方でございますが、現在のセントラルラインの上下幅であります。四・五%がどうかと考へる次第でございます。もちろん毎期の洗いがえでございますから、税の一 年間の繰り延べというだけでございます。

最後に申し上げとおございりますのは、アメリカ市場の環境悪化の現状の中におきまして、ソ連向け毛糸の輸出が伸長いたしております。わが国一 度におきましては一六%，七〇年度二二%，本年一―三月におきましては二四%増加し、現在のところ最大の市場となつておりますが、今後の商談の成否いかんによりましては、わが国羊毛産業に重大の影響を及ぼすわけでございます。しかしながら御高承のとおり、対ソ貿易が公團貿易であります点から長期一括契約でありますて、また日ソ貿易支払い取りきめによりまして決済がドル建てとなつておりますために、為替相場の変動によつてきわめて危険率が高いということから、商談の進行を妨げておるのが最近の実情でございます。つきましては、円建て契約でもつて円滑なる取引の推進がはかれますようお願いいたしたいのでございます。

す。このように当業界といふものは輸出を専業とする多くの中小企業の業者から成り立つております。典型的な中小企業産業といえると思ひます。

第二番目に、織維一次製品の特質について申し上げますと、二次製品というものは御存じのよう

に、非常に流行の変遷の激しいもので、したがつて輸出国は米国、ヨーロッパ、カナダ、豪州といふような先進国に向かつて輸出されるものが大部分でございます。近年、流行の変遷が非常に激しくなりまして、ファッショナブルな商品、たとえば昨年非常に花形商品であったというものが全くことしは売れなくて、別の新しい品目に爆発的にその需要が集中してくるという特質を持っております。この上にさらに後進国の方へといふのがありますと、韓国あるいは台湾、香港を中心にして常にわれわれは後進国から追い上げをしておるのでございます。したがつて、常に先進国向けのファッショニヨンというものをよく研究して流行を先取りするといいますか、新しい商品を開発して後進国の追随を許さないといいますか、そういう商品をいま申し上げた米国とか先進国に向かって輸出する。またそういう国々が小回りといいますか、うまくいかないような商品を開発して輸出しているという特質を持つております。

三番目に、現在の輸出状況を申し上げますと、二次製品は四十六年には八億五千六百万ドル、金額で輸出をいたしました。これは前年に比べると約二〇%増でございます。これは昨年ばかりでなく、年々高級化といふのは国内のコストの上昇というもののから、輸出の単価が非常に上がつております。金額が二〇%上がったからといって数量は必ずしも二〇%上がつておりませんで、約数%の上昇と予想されます。いま申し上げました総輸出額の八億五千六百万ドルの中で三億八千八百万ドル、四五・二%はアメリカに依存していることでございまして、全世界で見ま

百万ドルは合纖製品でございます。いま問題になつております毛・合纖の製品は、全世界に向けて七六・二%出しております。

織維製品は、いま八木参考人からもお話をありましたとおり、大体六ヵ月先あるいは一年先の契約を現にしているわけでございます。したがつて昨年の八月二十八日の変動相場制の移行あるいは十二月十九日の国際通貨調整等を経まして、われわれは既契約について非常な損害を受けましたけれども、長年の海外との関係もありまして、完全に既契約を履行いたしました。したがつて政府はその間ににおいて、いまお話のありました中小企業に対する政府の予約制度というものを実施していくいただきまして、これが助けになりまして四六年の実績は、いま申し上げました円の変動相場制とかあるいは円切り上げといふものに八億五千六百万ドルは大きく影響しておりません。その間、昨年の暮れの日米の合纖の政府間取りきめの影響というものは、本年以降にあらわれるると思ひます。

その次に、円変動相場制とか、国際通貨とか、あるいは日米の毛・化合纖の政府間協定の影響について申し上げますと、まず通貨ではいまお話のあります毛・合纖の製品は、いま問題になつております毛・合纖製品でございます。いま問題になつております毛・合纖の製品は、全世界に向けて七六・二%出しております。

その次に、円変動相場制とか、国際通貨とか、あるいは日本毛・化合纖の政府間協定の影響について申し上げますと、まず通貨ではいまお話をありましたとおり纖維の実績は二〇〇%増加を示したうちで、アメリカに対してもやはり二〇〇%増加しております。そして昨年の八月のドル・ショックで、六ヵ月先物を持つておりましたけれども、これは大体二月の三月、四月ころまで輸出されるものを持っておったわけでござりますが、これは既契約でありましたから、ばく大な為替差損をこうむりながら船積みいたしましたけれども、本年に入りましたて円の変動相場制とか円切り上げ、化合纖の取りきめの実施というものが具体的にあらわれ始めまして、ことしの一月の実績を推定しますと、前年に比べて一四・三%増にとどまりまして、特に三月は八・四%というふうに一けたの伸びになりまして、特に米国向けはドル・ショック、円問題、きびしい化合纖の規制といふものが加わりまして、前年同期に比べまして、アメリカ向けは一一二月で六・一%減少いた

しました。三月には実に一五・五%，大幅に二次製品の実績が下がりました。これが現状でござります。

今後の見通しでございますが、これは八月のドル・ショックあるいは二次製品の輸出成約、あるいは変動相場制実施による為替の不安定、円の大幅切り上げによる採算というものは極端に悪くなりまして、円切り上げ後の先物相場制が不安定でござりますので、どうしても、アメリカ向けの化合繊の取りきめのきびしさも加わりまして、全く停とんしているというのが現状でございますし、あるいは将来の見通しといえると思ひます。特に昨年の十二月十八日をもつて中小企業產品

の為替予約というものが廃止されましたので、これ以降はわれわれ中小企業、中小商社を中心とする採算が非常にがんじがらめの規制が実施されていますので、この影響はこれの輸出面に出てくると考えて、非常に業界の見通しは暗うことになります。中でも米国向けは流行を先取りしたりあるいはファッショナブルな商品を増進するとかいうことをやる一方、アウト・オブ・ファッショントかいわゆるものもファッションに乗らないものは全然売れなくなる。あるいは後進国が追い上げてきたものに対してはその席を後進国に譲って、われわれは高級品なものあるいはファッションの先取りしたものを作りたいと思いますので、全体においてはいいんですが、アメリカの規制といいものは御存じのとおり個別規制になつておりますので、なかなかそういうことがやりにくい現状でございまます。ことに一般品目といいまして、アメリカとの間に特定品目のほかに一般的な品目がございますが、これは御存じのようにトリガーという、アメリカがある時点になりますとトリガーが引かれまして、日本はまた自主規制に入らなければならぬ、そういうものが現在で十三品目、もう去年の十月から今日までに発生しております。

予定でございます。これは数字のことではあります  
が、米ドルで一〇〇%輸出減少ということは、業者  
の手取りは三〇〇%減ることになります、為替で二  
割減りますから。そして、円切り上げによる高級  
化によりまして輸出の単価が相当上がりますの  
で、数量から見ると大体一・三〇〇%は減っていく  
という見通しでございます。

○鴨田委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

卷之三

○鶴田委員長 質疑の申し出がありますのでこれ  
を許します。加藤清二君。

りすはうとお尋ねしたいと存します  
私、いつも思うことでござりますが、日本の物

信高といふことが政治不信にはながりで、臣民が  
らたいへん非難を受けておりますけれども、その  
物価高の中であつて、世界じゅうで一番安いもの

が日本にあるのですね。それは繊維なんです。デパートあたりがメーカーニココストの三倍、五倍に

売つてもなお世界一安いということは、いかに日本の織維メーカーが努力していらっしゃるか

という何よりも証左でございまして、私はその点をいつも感謝しているところでございます。し

かし、その纖維が永遠でなければならぬ、まあ当然永遠でござります。永遠ではあるけれども、いま

非常に難渋してみえる。その難渋しているのを、  
メーカーの皆さん、関係者だけでなくわれわれ  
も含めて、一層二層力をこめて進めてい

政治家も一緒に協力してこの難波を切り抜けなければならぬ、こういう立場から質問してみたいと存じます。

第一番に近藤さん、きょうは縫製のほうの代表でなしに職業連の副会長としてお尋ねいたしま

つい最近訴状を各社がお出したなつたようです。

す。当然のことだと存じます。そのもとは日米協定ですね。この協定のことについて八木さんから

は破棄をするようなどいう御意見がいま開陳され

六

改正に対して徹底的に追及する、そこで将来はやはり先生のお尋ねのとおりにこれを完全に廢棄に持っていくということ。なお来年九月に迫つておられます LTA の問題、これとからめて国際協定を再びあらゆる纖維に結ばれるような事態になれば、先ほど私が幾頭にござつて申し上げましたとおりに、発展途上国の追い上げと先進国の輸入の制限とのために、まさにわれわれの業界の受け打撃というものはばかり知れないものがある、かようて考えておる次第でございます。今後とも、業界といたしましてはあらゆる手段をもつて内容の改正をしていただくよう努力をするとともに、近い将来にこれが完全に廢棄に持つていくといふことに努力をいたしたい、かようて考えておりますので、諸先生方には一段の御支援と御指導を賜わりますようお願いする次第でござります。

○加藤(清)委員 それに引き続きまして、今度は

杉村さんにお尋ねしたいのですが、これは日本の

業者が困っているだけでなしに、このおかげでア

メリカの業者が困っているのですね。すなわち、

日本から合纖の糸なりウールの生地なりを輸入し

て、これをアメリカで加工している方々が、品が

され、値段が上がる等々のことですたいへんお困り

になる。そのことはやがてアメリカの国民が困る

ということになる。得したのはニクソンと一部の

メーカーだけである。いまありますと、その補完

材料である糸あるいはウールの生地等々を、協定

に關係のない国に日米合弁で会社をつくって、そ

こで製造してアメリカへ入れてくれないかといふ

交渉があると聞いておりますがこうなれば、そん

なに余分な屋上屋を重ねずに、この協定を改定

して、アメリカの補完材料くらいはこの協定から

はずすといふことが双方にとって利益ではないかと思ふのですが、いかがでござりますか。

[委員長退席、小宮山委員長代理着席]

○杉村参考人 ただいまのお話、まことにごもつ

ともで、事の起りが、私たちから見ますと、ほ

んとうに経済的な目で見て、アメリカの繊維業界

がどう困つて、だから日本の輸出を抑えてくれと

いうような合理的な経済的なことではなくて出てきた。それで政治的ないろいろなからみ合いがありましてあんなことになってしまったということだらうと私たちは理解しておるわけです。したがつて、いま先生が御指摘になりましたように、向こうの実際の事業をしている人から見ますと、あの協定でかえつてアメリカの業者としても困ることいろいろな抜け道を考えなければならぬということになるのだろうと思います。

ところで、先ほど近藤さんからお話をありましたように、われわれとしては基本的にはあるうでござりますから、大統領選挙に使われるといふことはもう明らかなことでございますが、しかしこれは考えるのに、協定を結ばせるためのあと押しになつてました。だから、これはもう効果は、もうことは済んだわけなんです。それに過去の、去年おとしのことで追いつき打ちをかけてきて、将

し、ことにアメリカに大統領の選挙を控えているもので、いま協定の改定ということはなかなかむずかしいのではないかと、われわれはるうとすれば、少なくともそれが実質的に改定されるべきではありませんが、これは業界同士の話し合いでしたらわれわれはすぐでもやるところでござりますけれども、何ぶんにもあいいういきさつがありまして政府間同士でやりました

ところを望むわけですが、これは業界同士の話し合いでしたらわれわれはすぐでもやるところでござりますけれども、何ぶんにもあいいういきさつがありまして政府間同士でやりました

ところを望むわけですが、これは業界同士の話し合いでたらわれわれはすぐでもやるところでござります。先ほど私どもが陳述させていただきまして、毛織物の輸出といいたしましては、過去三年間、申し上げましたように、たいへん減少を来たしているわけでございます。それを先般の協定によりまして、落ちた数字でもって押さえられたわけなのでござりますが、それに対しましてなおダンピング云々ということを理由に、いわんや関税評価を差しとめ、二割の予納金を納めようといふことになるわけありますし、もちろん

そういうことになるわけありますし、もちろんペイヤーから見れば当然過ぎるほど当然なことでござります。それで先生御指摘がありましたように、先ほど参考人の浅野さんからお話を出てお

りましたが、結局 LTA に持つていくやがらせのようなことから出ているのじやないかと私考えます。そうすると、その関税の価格が不確定である

となると、先行きの契約ができるかできないかとどちらが、運営評価を差しとめたということを言つてしかるべきではないか、こう思うのですが、発展途上国の追い上げについての対策はどう

お考えでございますか。

○河崎参考人 ただいまの LTA の延長問題でございますが、これは何と申しましても、世界貿易の原則は、自由貿易のもとに拡大せられなければならぬといふ大きな原則をわれわれは信じております。その一つの大きな例外的なものになつておるわけでございますから、ぜひともこういった

例外的なものは、いわゆるガットの暫定措置といふ点から見ましても、LTA の再々延長は好ましくないというのがわれわれの原則的な考え方でござります。だがしかし、いま先生の御指摘のありましたように、現在の日本の繊維工業といいますか、特に紡績業の立たされておる立場というもの

は、この原則を徹底しますと、先ほど御指摘のあったような、今度は日本の立場というものが非常にむずかしいことになってきて、後進国のはうからどんどん入ってくるというような事態にもなりかねないことが予想せられます。現に先ほど申しましたように、すでにその微候すら見えておりますので、このことにつきましては、さらに協会といたしましても、特に中小紡、御指摘のあります後進国から輸入せらることの多い太番手を多く生産しておられます方々の利益を十分考えまして、この点についての協会の態度をいま少しづく検討してみたいと考えております。

次の需給バランスの問題でございますが、いま申

はもう御指摘のとおりでございますが、いま申

ましたよう、どんどん——どんどんというわけ

でもございませんが、少なくとも发展途上国から

の輸入は漸増のきざしがございます。これに対抗する手段といたしましては、やはりどうしても日本の中紡自体も近代化をいま少し急いでいただき、能率、生産性の向上ということに一そうの御努力を願いたいとわれわれは希望する次第で、今回のこの特織法の延長ということがその意味において大きな意義があることと信じております。ぜひとも資金的にも税制的にも、こういった法律のバックアップのもとに現在の日本の織維工業を早急に近代化して、国際競争力の強化ということが現在の日本紡績業の将来に対する姿勢でなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

お答え申し上げました。

○加藤(重)委員 もう与えられた時間が残り少な

くなりましたので、簡潔にいたします。

次に、寺田さんにお尋ねしたいのですが、登録

というのと、認定、確認というのと、やみという種類が機の中にあるようございます。通産省の立場としては、登録だけは認めておるようございます。しかし同じ本省で大蔵省は、所得税をやみから取つておるのですね。これは地方自治廳にありますと、県や市はこれに対して固定資産税をかけておるのでですね。幽靈から税金を取るという

ことが行なわれておるのであります。こうなりますと幽

靈側では、おれらやみじゃない、認められておる

んだ、義務は果たしておるんだと言いたくなるの

は、これは無理もないことだと思います。さて、

さりとてこの構革を進めるにあたって、これをこ

のまま放置するというわけにまいりません。処理

方法とか処置のいいお知恵があつたら、ひとつこ

こでお漏らし願いたいと存じます。

それから、今度は構革の今後の問題ですけれど

も、新しいビジョンを持つてという意見がたくさん

出ました。なるほどそのとおりでございます。

省力化するとか、グロービングするとかで、過去

の構革はスケールメリットをあげるところ

にウェートがあつたようございます。しかし、

もはやそれでは消費者指向型でもなければ付加価

値の生産型でもないわけなので、今後の構革は少

なくとも将来に向かって、ますます後進国の追い

上げにも負けないような、しかも先進国からま

り注目されない方向、すなわち日本の英知と技術

をしぼっての製品に向けていくべきだと存じま

す。そのための具体的な方法は、時間がありません

から申し上げませんが、方向変えすべき時期に来

ていると思いますが、これについて杉村さんがそ

れにお触れになりましたから、あとで杉村さんか

らどうぞ。

○寺田参考人 ただいま御質問ございました登録

織機と認定織機、無織織機、これはほんとうに多

種多様でございまして、私ども非常に困つており

ます。そのことにつきましては、これをどうすべき

かというようななことにつきましては、いろいろな

点から業者の間でも利害得失がそろつておりませ

んで、私どもいたしましたのは現在これがどう

あるべきかということにつきましては大いに研究

いたしまして善処したい、こう考へておるわけで

ございます。一応いまのところはまだ結論が出て

おりませんので、ひとつよろしくお願ひいたしと

うござります。

○杉村参考人 先ほど私が申し上げました中で、

新しい構革の方向は新しい発想でやるべきだとい

うことを申し上げました。これは口でそう申しま

ます。

近藤参考人に、織維連盟の代表者であるわけで

すけれども、これは素材メーカーだけでなしに、

それを加工し製品化される業界あるいはその流通

業界のほうがむしろ非常に大きな問題だらうと思

います。単にスケールメリットをして、量産する

ことによつてコストを下げていく、あるいは設備

の省力化をはかり、能率をあげることによつてコ

ストを下げるということについては、もちろん技

術的な面で見れば幾らでもやるべきだと思います

けれども、経済的な面で見たら一体それで売れる

のかという問題になつてきますし、無限に需要の

余地があるというような形でやたらに輸出をして

いくということは、はたして日本経済の全体にう

まく合つていくだろうか、そういう新しい問題に

直面しているわけございますので、近代化ある

いは省力化ということと並んで、採算性の向上あ

るいは国際分業という新しい立場で、織維産業の

新しい方向を求めていくことについても、どうしても

取り組まなければならぬじやないか。具体的には

ちょっと私ここで申し上げるだけの勉強もでけて

おりませんけれども、そういうことをやらなければ

ならぬという必要は実に痛感しているわけござ

ります。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕

○鶴田委員長 中村君。

○中村(重)委員 一時からの本会議の関係で、参

考人の皆さんには十分お答えをいたくことがで

きないこと、たいへん申しわけなく思つておるわ

けですが、先ほど来近藤参考人あるいはその他の

参考人からもお触れになりましたように、何とし

ても私どもも政府間協定を阻止しなければならぬ

と一緒に、がんばつてしまひましたが、国会決議と

いうのが歯どめにならなかつた、これを無視され

てしまつたということについては、非常に憤りを

持つております。しかしこれで自信を失うことな

く、廃棄を目ざしてがんばつしていく決意でありま

すから、お答えがございましたように、どうかひ

とつ業界もそういうことで努力をしていただきた

い。冒頭にひとつ要請をいたしておきたいと思ひ

ます。

近藤参考人に、織維連盟の代表者であるわけで

すから、いろいろな角度からお尋ねしたいのです

けれども、申し上げましたように、私、十分で質

問を終わらなければなりません。杉村参考人の御

意見をちょっとメモいたしておいたのですが、輸出

について転換期に來っているから、業界としても新

しい方向で検討しなければなりません。そこで輸出秩

序というようなものがこれは当然問題になつてく

りますが、業界としていろいろと検討をしておられる

と思うのですが、この点についての考え方をお聞

かせいただきたい。

それから河崎参考人から、二年間の特織法の期

間を延長するというような問題についてお触れに

なりましたが、この二年間の期間の延長といふこ

とで、ですから四十九年の六月ですか、これで廢止に

なることになつてしまひります。そうなつてまいり

ますと、この二年間の延長ということで構造改善

事業というものがその目的を達成するというふう

に考えになつていらっしゃるのかどうか。この

廃止後の業界のビジョンということを伺つておき

たいと思うのです。

それから寺田参考人から、二年間の期間の延長

とあわせて、いろいろ振興基金についてのお話を

あつたわけですが、政府が四十七年度に十億を予

定いたしている。ところが私どもがいままで説明

を受けている限りでは、四十七年といふことより

も、政府出資は十億だ、業界が五億ないし六億、

七年間で総額三十八億程度ということのようであ

りますが、政府の出資を民間の出資を上回るとい

う形までしてもらわなければならぬという期待が

あつたようあります。今日までいろいろ通産省

と折衝してこちらたと思うのですが、その点に對

して、政府出資というものを十億以上を期待をし

ておられるのかどうか。いままでの経過、話し合

いの中でそのような期待をお持ちになつていらつ

しゃるのかどうかという点であります。

なお、業界が現在の政府間協定あるいは特惠関

税というようなことで非常な打撃を受けていらっしゃるわけですから、この捐金体制といふものもたいていへんであろう。業界として十分その点ができているかどうかという点であります。なお、金の量よりもこれをどう運用していくかが、ということは一番大切な点ではなかろうか。政府なりの考え方があるようですがれども、業界としてはこの点に対してどのようなお考えを持つていらっしゃるのか。

ばならない、秩序を乱さなければならぬといふようなことの根源を断つような基本的な生産体制をとるのは、まず素材メーカーとしての責任ぢやないかというふうに考えておりますので、今後そういうううことにできるだけの努力をしたいと考えております。

国際化と申しますか、海外企業進出ということも同時に考えていかなければならぬ。かような問題が当然二年後の織維工業審議会において討議せられるものと予想いたします。

それから最後に、いま御質問のございましたいわゆる買い上げに対する歯どめの問題ですが、これは当時の事情からしまして紡績協会においては全面全員一致でこれに賛成したわけではありませんしに、当然相当の反対がございました。こういう趣意をすることがせつかく二年前に設備制限を

○武蔵委員 私もせっかくお越しをしただけ  
したので、多少与党からも御意見を承るのがいい  
のじやないかということでございますから、十分  
ちょうだいいたしましてお聞きしたいと思いま  
す。

まず第一に、先ほど来お話を承つております  
も、お話の中になかったのでございますが、例の  
自主規制なりあるいは政府間協定の場合に、業界  
から非常に困るというお話の中に、現在構造改善  
を進めておる、それも非常に支障を来たすじやな  
す。

○鴨田委員長 杉村参考人、河崎参考人、寺田参考人にはちょっと申し上げます。ただいまの御質問、ひとつ重点的に御答弁願いたい。  
それでは杉村参考人からお願いいたします。  
○杉村参考人 先生御指摘のとおり、輸出については秩序ある輸出ということが大切なことは申しましては、群衆でもございません。その点につきましては、群衆ある輸出ということは当然行なわれるべきことでありますけれども、へたにとられますと、何か規制をやるのだ、規制をする必要があるのだといふふうにとられるおそれが多分にありますて、それが非常に私たちとしては心配になるわけでございます。無秩序な輸出が実際行なわれるということはなぜかといいますと、過当な競争がもとにになります。過当な競争がもとになるということは、供給が実際の需要をオーバーして行なわれるということにあるのではないか。したがいまして、さきづつ規制をやることではなくて、適正な供給をはかつていくことが基本でないかというふうに考える次第でございます。

〇河崎参考人 最初の、特種法二年延長後はどうなるか、どう考えておるかということを伺いますが、二年延長によりますと、四十七年、四十八年がこの延長期間になりますて、四十九年度からは新しい年度に入るわけでございますが、このことにつきましては、今後政府、業界において、維持工業審議会なるものがござりますので、四十九年以後のビジョンについてはこの審議会を中心として検討せられることになつております。もちろん協会といたしましても十分考えておりますが、その一つといたしまして、当然二年間以後の将来においては後進国からの追い上げは相当急迫するものがあるでありますし、同時に労働力の不足による激しい毎年の賃上げも今後續くだらうと想されますので、この際、これらの基礎条件をもとにした上で国際競争力の強化ということになりますと、よほどの近代化を進めなければならぬというふうに考えております。したがいまして

撤廃せられた業界とし  
かというような意味に  
ございましたけれども、  
は、やはり今度の対米  
戦争のためにも、実  
用的であるうというよう  
な理由でござります。  
が歯どめを受けるわけ  
もあえて忍ぶといふ  
わけでござります。  
以上でございます。

ては、逆行するのじやない  
おいて反対の強い意見がござ  
しかし大勢といたしまして、  
問題による救済措置を受け  
件がついてもやむを得ない  
ことを理解いたしまして、  
際救済資金を受けないもの  
でござりますけれども、  
ようなことで一応理解いた  
願いしてございますが、  
ましてはお約束も何もして  
どもがこうあつていただき  
上げたわけでござります。  
お願いいたしとうござい  
こういったことによってお  
というようなことでござ  
咸いいたしたい、こういは  
かひとつよろしくお願ひ

いかといふ御意見が実はあの当時あったことは、私、記憶をいたしております。その意味においては、自主規制なり政府間協定を実施をしたために、構造改革計画においてどういう具体的な支障を来たしたものであろうか、こういうことをひとつぜひ尋ねていただきたいのが第一点でござります。

それから第二点は、先ほど杉村さんは、特に具体的にはまだ考え方固まってないというお話をございましたが、近藤さんからも河崎さんからも、新しいビジョンづくりをしなければならない、というお話がございましたので、もし、近藤さんなり河崎さんで、新しいビジョンづくり、どういう継続政策をこれから打ち立てていったらしいのか、何かお考え方があるとすれば承らしていただきたい。これが第二点。

第三点は振興基金のあり方。いま中村さんからも御指摘がございましたが、ことし政府が十億円を決定をいたしましたが、来年度も一そろふやして、ただきたいという寺田さんの御要望、私はごともう一度だと思ひます。ただ、それでは一体、振興基金をどういう形で運営していくのか。私は、金額が必要ならば政府を督励してもせひとも大蔵省

われわれ化学繊維の業界としましては、特に素材を生産する立場にござりますので、そういう意味で、大きな目でどの程度の供給をしていく、どの程度の供給力の増加をはかつていくかといううえを慎重に考えることが何よりも基本だということを考えております。先ほどちょっと申し上げました化纖協会としての地域対策もそこを基本に置きまして、輸出のサイドで非常な競争をしなければ

て、当然スケールといいますか、量よりも質とし  
うふうに、特にいわゆる生産性本位になつておら  
ましたものからは、さらに質的な付加価値向上と  
いったような考え方あるいは消費者志向型とい  
ふうな方面に今後の紡績業界を持つていかなければ  
ならぬというふうに考えておりますと同時に、  
当然後進国との間の国際分業論的な考え方もい  
さなければならぬかと思つております。また一面

出捐の体制は、実はいまの三百七十七億でござ  
り、その一割、三十七億が三十八億といふこと  
になつておりますが、業界といたしましては、そ  
れより以上に希望がございまして、早く自分のこ  
ころへよけいもらいたいというような気持方がござ  
いますので、どうかひとつよろしくお願ひい  
しとうござります。

予算をつけさせなければいかぬと思つており、たゞそとことことそとそとす。しかし、実際振興基金がどういう形で運営され、そしてそれによつてどういう効果があらわされてくるのか、これが私はまず第一ではなかろか。それによつて、非常にいまのビジョンと関してまいりますけれども、今後の日本の繊維産をこうもつていく上においては——今度の法律を見ておりましても、振興基金の業務の目的は非

す。しかし、それは非常に抽象的な表現でござりますから、たとえば新製品あるいは新技術の開発あるいは海外における市場調査、こういうこともないへんけつこうには書いてあるのですけれども、一体具体的に、それじやその振興基金で技術屋をどれだけ集めて、皆さんからたとえばいろいろ各社が研究しておられるものをそこへ持ち寄つてでもしていただけるんだろうか、あるいは一體、その市場調査といったって、現在せいぜいジエトロか何かを利用するより政府関係としてはできないのじやないかと思うのですけれども、この振興基金をつくったら、一體具体的にそれじや織維だけの商品なりあるいは原料糸なりの市場調査ができるんだろうかという点も、われわれは実際問題わからぬわけでございます。だから実際に、業界として振興基金というものが発足したときにはこういう形でやってもらいたいというような、何かそれに対しても具体的なお話がありますと、われわれそれによつて、それならこれは政府が十億ばかりじや少ないからもつと出資すべきじゃないかということが判断ができるわけでございます。そういう問題についてもひとつ何か御指摘がいただければたいへんありがたい。

そういういまの、新しいビジョンなり振興基金の問題が、もし、きょう現在の時点でまだ何かなければ、ぜひとも将来においてこの二つの問題はわれわれ聞かしていただきたい。将来日本の織維産業をよりよくしていきたいということは、加藤さん御指摘いたしましたが、私どもも決してやぶさかではないわけでございますから、そういう意味においても、もしきじようお聞かせいただけなければ、ぜひ将来においてお聞かせをいただきたい。

ございまして、われわれは、そういう面で今後の構造改善ができるだろうか、私はたいへん心配をいたしております。三対二の比率でいわゆるやみがあるのでに、その二を捨てておいて構造改善をやれといつたって、これはできるはずはないわけではありませんが、片一方では御指摘いただいたように、役所内部でも、片一方では税金を取る、片一方ではいけないと言うというようななちぐはぐなこともありますし、また実際そのやみ縫機の確認という面において登録帳添さえ役所に今までなかつた。こういうようなことも非常にあるわけでござりますので、今までの悪かつたことは悪かつたとして、これからは、織維の構造改善を思い切つて進めていく上においては何らかの処置をとらなければいけない。こういう面で、私は私生児を嫡出子にしてくれとは役所にも言つておりますし、業界の方にも、私生児を嫡出子にするのはむづかしいぞ、しかしこれが庶子ぐらいいにはしてやらなければいかぬのじやないかということをお願いをいたしまして、最初の三点について、御回答いただける方があればぜひお願い申し上げたいと思います。

○河崎参考人 お答え申し上げます。

一括して私からお答えをするようなことになりますので、はなはだ抽象的になるかと思いますが、要するに、織維工業の将来のあるべき姿と申しますか、ビジョンづくりということが御質問の要点であったように存じます。先ほど申しましたように、具体的な案といたしましては、今後織維工業審議会が中心となつて御討議になると思うのでありますか、要するに、前方にいわゆる先進国の圧迫があり、うしろからは後進国からの追い上げがあるなど、この日本の織維工業の立たされどおりきわめてむずかしい立場というものを一度よく認識いたしまして、この中にあってどうあるべきかというのが問題の中心になろうかと思

相当高い賃金になつており、特に絶対数においても逐次減りつつある上においては、まず何よりも省力的なことが第一のものにならなければならぬということをございます。同時に、従来の生産本位でございました、言いいかえれば大量生産をもつてコストダウンをはかるというような考え方は、この際一そきびしく検討せられなければならぬ。同時に、現在歐米において実行せられておりますようなきわめて付加価値の高いもの、これによって将来日本全国の豊かなる消費生活を一そう豊かにするというような方向づけが、今後の織維産業の向かうべき方向じゃないかと思うのですが、これまた見え中小、零細といいうようなきわめて理化ということがなければ、業界としての将来の繁栄ということは非常にむずかしかろうと思うので、ただでさえ中小、零細といいうようなきわめて数の多い日本の綿維産業につきましては、この点やはりある程度の集約、グルーピングといいうようなことが必要にならうかと考えております。

以上、簡単でございますが、基本だけを申し上げておきます。

○武藤委員 政府間協定の、構革の影響は何もなかつたんですか。

○寺田参考人 御指摘のドルショック以降、非常なものでございまして、もう織維業界はぱつたり全く火の消えたようになりまして、あのおりに、もうみんな生産意欲も何もなくなつてしまつたわけでございますが、ようやく現在になりますてやや見直したというのが現状でございます。

それからやみ縫機の問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございまして、御指摘のようにもうほんとうにむずかしい。しかもこれが重要な問題でございまして、これを今後どうあるべきか、このやり方によりましては、私どもの業界の組織があるので崩壊するというようなことで考えられるわけでございまして、かりにやるとしても、全く正直者がばかりをみると、ということのないようにしなければなりませんし、また私ども

○鴨田委員長 植上君。  
○植上委員 時間の関係上、簡単に二つの問題を  
参考人からお聞きしたいのですが、河崎参考人、  
寺田参考人、お二人適当に御答弁願いたい、こう  
思います。  
紡績業界並びに織布業の構造改善は、昭和四十  
二年度から昭和四十六年度までの五ヵ年計画で、  
過剰設備の処理、設備の近代化、企業規模の適正  
化を三つの柱として行なつてまいりましたが、最  
初に紡績業界におきましての設備の近代化につい  
てお伺いいたしたいと思うのです。  
設備近代化進捗状況を企業別に見てみると、  
大手紡の七八・五%の達成に比較して、中小紡の  
達成率は五六%であり、目標の半分しか達成でき  
ておらず、この辺の理由はどうなつておるのかと  
いうことを最初にお伺いいたしまして、続けてま  
たもう一つお伺いするのですが、また、設備的に  
見てみると、ラージパッケージ方式の八五・三一  
%、それからA.D.・A.W方式の七二・五%に比較  
して、自動連続方式の四五%と、目標の半分も達  
成することができますが、この辺はいかにお考えであるのか、まずこの  
体どうなつておるのか、これの御説明をお願いい  
たしたい。  
さらに続けてもう一つ、品種別に見てみます  
と、量産品種は目標の七四・六%の達成率と比較  
して、非量産の品種の六一・五%の達成率です  
が、この辺はいかにお考えであるのか、まずこの  
ところまでお伺いしたいと思います。  
○河崎参考人 まず第一点の、中小紡において近  
代化の目標があまりに進んでおらないという御質  
問でございますが、この点につきましてはやはり  
従来の近代化の、ただ単に設備をかえるというよ  
うなことは、なかなか将来に備えての近代化と  
いうことで何らかの方策をお役所のほうにも立て  
ていただき、また先生方にもそういったようなこ  
とで方策を立てていただき、そうしてぐあいの  
いい、私たちの業界を発展させるための施策を立  
てていただきたい、こう思うわけでござります。  
どうかひとつ……。

○機上委員 時間の関係上、簡単に二つの問題を参考人からお聞きしたいのですが、河崎参考人、寺田参考人、お二人適当に御答弁願いたい、こう

いたしましては、業界を崩壊させないというようなことで何らかの方策をお役所のほうにも立ていただき、また先生方にもそういったようなことで方策を立てていただき、そうしてぐあいのいい、私たちの業界を発展させるための施策を立てていただきたい、こう思うわけでござります。どうかひとつ……。



ければならない、こういうことはもう久しくいわれてきたことありますけれども、なかなか言うはやすくて表現のむずかしい問題であります。特にこの特織法が延期されるのは政府案では二年でありますて、四十九年六月三十日をもってこの法律はなくなるということになりますと、四十九年以降、ほんとうに日本の織維産業構造といふもののをどうするかというのは、きわめてむずかしい問題のように私は考えるわけです。

そこで、日本の織維産業の中核である化学織維協会並びに紡績協会として、これから日本の織維産業が、そうした国際情勢のむずかしい中にあって一体どう伸びていくかということを一応思索しておられると思うのです。その思索しておられる中で、最も必要と思われる、政府に要求されるべき施策は何であるのか、端的にひとつ意思の表明をしていただきたい。これは杉村参考人と河崎参考人。

布業の構造改善が遅々として進みませんでし  
たが、寺田さんの所属しておられるところは非常に  
成果をあげておるわけですけれども、今後一年間  
のこの特種法の延長期間中に、はたして構造改善  
が可能なのがどうかということが重要な問題の一  
つだと思います。したがって、それが可能かどう  
か。私はむずかしいと思うのですが、むずかし  
いとする場合に、一体その隘路は何なのか、そし  
てそれに対する解決策は何か、この点についてひ  
とつお答えをいただきたい。

○杉村参考人 化学繊維業界としまして今後ある  
べき姿としてやるべきことたくさんあるわけでござい  
ますが、その中で何が一番重点的であるか、こと  
に政府に対して何を要望するかということでござ  
いますが、非常にむずかしい問題でございますけ  
れども、簡単に申し上げますと、業界のあり方を  
改めるというのは何といっても業界自身がやらな  
ければならぬことでありますて、政府にああやれ  
こうやれということをワクぎめはしてほしくない  
と思っております。そうかと申しましても、業界  
のことにつきましては、外部の条件がいろいろな

くてはいけません。ことにいまの時点で問題になりますのは、輸出のやみくもな拡大ということができないとなりますが、やはり国内に重点を変えていかなければならぬということになりますが、その意味では、政府でやっておられますいろいろな景気の浮揚策でございますね、いろいろと手を尽くされておられるようでございますけれども、あれが強力に効果的に行なわれる。その進行に伴つて業界が自主的に体質を改善していくことが可能になりますので、それをぜひやっていただきたい、これがさしあたりの問題としましては、

○河崎参考人 私もただ一点だけ申し上げます。間違いないかと思うわけですが、時間もございませんので一番重点のことをどうぞお聞きください。それで、重点のことだけ一つ申し上げました。

あくまでも、将来の繊維産業を考える上において問題は需給のバランスだと思います。したがいまして、この需給のバランスは、外部から強制せらるべきでなくて、むしろ業界自身が考えるべきだというふうに考えますので、二年前にきめられたような設備制限の撤廃ということは、これがあくまでも筋を通して将来も堅持せられなければならないし、同時に、業界としては、この線に沿つて乱立ということのない、あるいは過当競争がないように、業界自身として自粛しなければならぬ。もちろん、この問においては、独禁法との問題がございますから、そういう点も十分配慮しつつ、需給のバランスを常に保つていくということですが、今後の繊維業界のあり方であろうと思ってお

○寺田参考人　ただいま御指摘いただきました、これからあと二ヵ年間、構造改善がよくできていかかどろかということをございます。實に、それも何といいますか世の中の動向がはつきりいたしませんので非常にむずかしいではないか、こう考えます。それともう一つは、先ほど申し上げましたが、構革でお借りする以外に、非常に非常に

ばく大な経費を要する、建設費を要するというところがもう一つ入っておりまます。それから、生産能率をあげるだけの、要するに織機で申し上げますとスーパー織機であるとかそういうものだけを入れて、量産ができるといふわけでもございませんし、これからほんとうにあらゆる面において構造をやっていかなければなりませんので、そういうことを考えていきますと非常にむずかしい、こう考えます。

○西田委員 もう一問だけ、それじゃいま河崎さしゃから報告のパラノースというのと、それから引継ぎ

さんから景氣の浮揚策といふものが出てきただけですが、当然そこで、先ほども質問に出てきたように流通の近代化ということが出てくると思うのですが、その流通の近代化、それぞれに化織業界並びに合織業界で何とか近代化しようといふうに努力をしておられるようですが、それともうなかなか思うようにいかない。それがため織維の

付加価値というものの他の企業に比べて少ないといわれておるわけですが、この流通の近代化といふものについてどういうふうにお考えになつておるか。これは両参考人からお答えをいただきたいと思います。

これは簡素化したものにしていいたいということは商業ルートの方も同一の御意見なので、この占について今後努力いたしていきたいと思っております。

を持つか、ということは業界の、企業の運命を決する最大の要素だったと思われますけれども、今後はそういうことよりか、むしろどういう加工業者、どういう流通体制をとるか、ということはその企業の死命を制するのではないだろうか。そういう意味で、これは素材メーカーであります化織メーカーだけがなし得ることではありませんけれども、商社なり紡績なりあるいは加工業界のこれはと思ふ企業と手を結んで、どうやっていくか、これにいま各社とも非常に真剣に取り組んでおるところがござります。

こういう形になるということはむずかしいと思しますけれども、各社それぞれの体質に応じまして、そういう方向に急速に進むのではないか、また当然そうあるべきではないかというふうに思つたわけです。

○西田委員 そこで近藤さんにお伺いしたいのですが、業界自身の流通革命というものが実施され

来より各参考人から申し上げておりますとおり得るかどうか、そういう点についてひとつ御意見を承りたいと思うのです。

○近藤参考人　たいへん的を得ました質問で私非常に返答に困るのですが、御指摘のとおりに、先ほど両参考人からお話をありましたとおりに、日本では言いやすいのですが、伝統ある古い歴史を引きつがえして、直ちに流通革命を起こすということは、事実は非常にむずかしいということです。しかしながら現状から見ると、先ほどあります。

きくなつてくると思うのです。その場合に、織維産業連盟としての近藤さんの立場で、一体そぞううものが織維産業全体に受け入れられる体質となり得るかどうか、そういう点についてひとつ御意見を承りたいと思うのです。

に、このまま織維産業をおいておくと、これは自然消滅することは必然ですね。そこで業者が目ざめて、業者が立ち上がる力でもって構造改革を起こし、かつまた流通革命も起こしていかなければなりません。そこで織維産業連盟に加盟いたしておられます各織維産業別の組合においては利害が一致したようで、一致していない。特に大企業と中企業との利害得失、あるいは商社との利害

得失等もありますけれども、ここで大局的見地からお互いが互譲の精神でもつて話し合いを進め

て、一日も早く構造改善を起こし、かつた流通革命を起こしていくことに努力するということ

ことで、近々われわれも話し合いを進めていきたい、かように考えております。

○西田委員 各業界のトップの方々の貴重な意見を承りました。時間のなかつたことは非常に残念なんですが、それでも、ひとつ今後日本の織維産業、前門のトラ後門のオオカミをそれぞれ控えまして非常にむずかしい時期に来ておりますし、また国内的にも非常なむずかしい状態にあると思うので

すけれども、どうかそれらの問題を超越して、各業界協力をされて、さらに発展のために寄与されんことを最後にお願いいたしまして終わりたいと思ひます。

○鶴田委員長 参考人各位には、長時間にわたりまして、しかも貴重なる時間をおさぎくだされまして御意見を賜わりましたことを、委員会を代表いたしまして心から感謝を申し上げます。ほんとうにありがとうございました。(拍手)

午後三時開会することにいたしまして、暫時休憩をいたします。

午後零時五十六分休憩

○橋口委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

政府に対する質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 特織法の改正法案について質問をいたしますが、その前に、特織法に関係も深いのでお伺いたしたいと思ひますが、実はここに新立法が輸取法改正、こういう意味のことなんだけ読みますと、「政府の手で輸出を規制へ、新立法が輸取法改正」、そこでお伺いいたしますが、政府の手で輸出を制限するという考え方はあるんですか、いかがで

すか。

○田中国務大臣 現在のところ、現行法以外に特別考へてはおりません。

○田中(武)委員 この記事に出でる新立法が輸取法を改正するということについては、いま通産省ないしは通産大臣は構想も持つておられないのですか。いかがでしょうか。

○田中国務大臣 それはどういう状態においてそ

と、通産省と大蔵省との間に外貨の活用の問題について話し合いを続けておったわけあります。

特に第二外為をつくるか、また現行外為法を改正して外為会計から外貨を直接貸せることができるようになるのか、それから特別立法を行なって何らかの処置をするのかといふような問題について話し合いを続けておったわけであります。それで、私と大蔵大臣との話し合いの結果、いずれにしても具体的に外貨活用の道を開こうということになつておるわけでございます。そのときに、大蔵省側としては、外貨活用だけではなく、外貨活用を行ない、また低金利の推進ということを私が強く主張いたしておりましたので、そういうものとあわせて秩序ある輸出体制の確立、いわゆるオーダーマーケティングという面から、何らかの輸出の調整が望ましい、こういうことございます。その前提としての具体的な問題として、御承知のとおり輸出課とか輸出課徴金といふ問題が出ておるわけですが、私はそういうものには反対である、こういうことを明確にいたしましたが、何らか通産省が輸出秩序を確立する具体策を立てられることが望ましいという応酬があつたわけであります。そういうものの片りんが漏れて輸出規制立法かというふうになつたんだと思ひます。それが、現実的にそのようなことをいま立案をしておりません。

○田中(武)委員 あとで加藤委員が引き続き触れています。

○田中(武)委員 私は独禁法の例外規定によるところのものはいま聞いておりません。政府が介入

て貿易は、輸出は自由である。そしてこれを制限するのに二つの方法をもつてしております。一つは輸取法によるところの輸出カルテルであります。これはあくまで業界の自主調整であります。

ところが新聞記事によりますと、念のために伺つておくのですが、このカルテルを結ぶように政府

すなわち通産大臣が介入をする、勧告をする、そ

ういうようになっておるので。もしこれに応じないときには一方的な政府の規制を行なう、こう

いうことです、一つはいま言つたように輸出入取引法、輸取法による自主規制であります。これ

はあくまでいわゆる業界のカルテル行為である。もう一つは、外為法を受けた質管令、これによつて行ないますが、これは何回も議論しているよう

に、緊急やむを得ない場合、そうして外為法及び質管令が定めておるところの三条件、これはもう何回も三条件三条件と言つてから重ねて申し

ませんが、必要なら読み上げてもよろしいですけれども、国民経済あるいは外国貿易それから外貨準備でしたか、この三つの条件をかぶつているは

ます。そのときのみであります。そこでお伺いしたのですが、まずカルテル行為、これを政府が勧奨するあるいは勧告をして行なうというのは、はたしてカルテルといえるのか、独禁法上疑問があるのでなかろうかと思ひます。が、公取委員長、いかがですか。

○谷村政府委員 一般的に申しまして事業者が共同行為をいたしますことをカルテルといえるのは、呼ぶといたしますすれば、それが自発的に行なわれたか、あるいは政府からの勧告あるいは勧奨あるいは指示、そういうことに基づいて行なつたかと

いうことによって、カルテルということ自体の内容には差がないといふふうに思ひます。法律的に

は現在、御指摘のように、輸取法に基づくものが自発的にやるたまえになつており、また他の法律におきましては政府の指示によつてカルテルを

つくつるというのも法制的に例がある、かように私は聞いております。

○谷村政府委員 カルテルという意味をお説のとおり競争を制限するような意味でのカルテルといふことであれば、まさにお説のとおりでございま

するあるいは警告をする、そういうものは独禁法上のいわゆる調整行為とはいえないのではないか。

かつて、政府が行政権が介入することによつて独禁法がはずされるなんてばかな議論をやつた時代があつたと思うのです。私の聞いておるの

は、除外立法においてつくるところのカルテルをいま聞いておるのじゃない。そういうことは独禁法上問題がある、こう言っておるのですが、いかがですか。一般論で答えてください。

○谷村政府委員 御質問の趣旨を誤解いたしました。根拠になる適用除外法なしに、単に政府側から

の勧奨、指示等によって業者が共同行為をいたします場合には、その内容によりましては当然独禁法違反という問題が起つてまいる可能性が出てまいります。

○田中(武)委員 答弁をもつと明確に……。その内容によつてはとか可能性があるのぢやないかとか――どんびしやり、違反です。でないとおっしゃるのならば、独禁法にさかのぼつて議論をいたしてもよろしいのです。もらべん答弁やり直してください。

○谷村政府委員 内容が、一定の取引市場において競争を制限することになるようなものであればそういうことになります。しかしながら、同じ共同行為の内容によつてもさよなものがない場合にはその問題にはならない、こういうことでござ

います。

○田中(武)委員 これはカルテルといふことばは使つていいのですが、調整行為ですね。調整行為といふことには確かにあります。しかしながら、同じ共

同行為の内容によつてもさよなものがない場合

にはその問題にはならない、こういうことでござ

います。

○田中(武)委員 これはカルテルといふことばは使つていいのですが、調整行為ですね。調整行為といふことには確かにあります。しかし、特別の立法なくしてやる場合は、政府が、

あるいは行政方が介入する場合は、これは独禁法上のカルテルではない、これははつきりしておく

必要があります。もう一べん確認しま

す。

○谷村政府委員 カルテルといふことには独禁法の例外規定によるところのものはいま聞いておりません。政府が介入

あるのです。たとえば中小企業の行なうのもカルテルといえるかどうかという議論まであるわけなんです。そういうことをいま言つてないのです。厳格な意味でのカルテルの行為です。まあこれだけこうです。

通産大臣、お聞きのとおり。いや、これは新聞の予測記事だからおれはそんなことは考えていないといえばそれまでなんだが、輸出の秩序をはかるために通産大臣あるいは政府がこれに勧告をするあるいは介入をする、これは独禁法違反であるので、十分御承知おきを願いたいと思います。いかがですか。

○田中國務大臣 輸出秩序の確立ということは必要なことでござります。そういう意味で、輸出秩序を確立するために業界に勧告等を行なうことがあるわけであります。これは通商産業省設置法に基づく大臣勧告ということでございますが、いまあなたが述べられたような厳密な立場からの御議論もございますので、輸出秩序確立のために勧告というものを明確に法制上しなければならないとしたならば立法措置も考えようということが、大蔵省側との間に話をしたときに出たわけでござります。しかし、そこまで考えなければならぬのかどうか慎重に検討をいたしておるわけでございまして、いますぐ立法するというようなことは作業いたしておりませんということを申し述べたわけでござります。

○田中(武)委員 もう一つの方法は、これはもう纖維協定によって何回か議論しましたから深くは申しません。これは貿管令によるところの制限、しかし、纖維協定に関連して私何回か申し上げたように、あくまでもまず外為法の二条の再検討条項があるということ。さらに一条の目的で三条件があるということ。この三条件を貿管令では受けとるということ。したがつて、きわめて限られた条件のもとに緊急かつやむを得ない場合のみに貿管令が働く、そう考えるべきである。その考え方について確認をしておきますが、いかがですか。

○田中(武)委員 なほ間においても無差別、自由が原則である、これはもう当然のこととございます。が、しかし、二国間、多国間において新しいいろいろな問題が起つてまいりましたときには、それよりも大きな両国間の友好の維持とか、また長期にわたる貿易を続けるという立場で、お互いが協定をしたり、輸出秩序を確立するためにいろいろな措置を行なうように、国内においてもいろいろな意味で制限をしたり、望ましいことでは原則は無差別、自由でなければなりませんが、しかし、法律にも規定いたしておりますように、国際收支上のいろいろな問題が起つたときには調整という意味で制限をしたり、望ましいことではないが、必要やむを得ざる措置としての行為ができる得る、こういうのが法律の定めだと思います。

○田中(武)委員 あなたはへたなことばりをとらえられて、日米綿維協定でまた蒸し返されないかという心配を持って予防線を張られておるようですが、私はきょうはそれをやらないと言つておるのであります。だから原則論なんです。少なくとも外為法の一条ではまず「外国貿易の正常な发展」ということが一つの条件、次に「国際收支の均衡」ということなんです。そして、これは昭和二十四年の法律ではあるけれども、「国民经济の復興と發展」というこの三条件、このもとにのみ、きわめて限られた範囲において行なわれる。しかも前にも申しましたが、これは二十四年の、日本としては貿易の拡大等々のいままで終戦によつて途絶せられた貿易を興していくという時期なので例外的なこういう法律を設けた。この法律は緊急な法律である。したがつて、第二条で再検討条項といふのがありますて、逐次縮小していくようになつて、あるいは検討していくということがあつたわざれておる。この精神の上に立つて考えるべきであつて、今日、この法律ができた當時とは全く日本の経済状態その他が変わつておる。その上に立つてなおかつこれを振り回すということは時代錯誤である。したがつて、限られた範囲内においてのみ動く法律であり、それを受けたの貿管令であることひつと十分にかみしめておいていただきたい、いかがですか。

○田中國務大臣　あなたのお申されることはよく理解いたします。理解いたしますが、第六章の「外國貿易」というものにも四十七条、八条、九条で明確な原則をうたつておるわけでございます。この輸出は、この法律の目的に合致する限り、最小限度の制限の下に、許容されるものとする。」第四十八条（輸出の承認）「特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者は又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。」、こういう原則論はお互に議論しなくともよくわかるところでございますが、胡ましい貿易といふことの状態を維持し、確保することにはある程度の制限はやむを得ないのだといふ規定が存在する。こういう意味で外國為替及び外國貿易管理法なるものの運用にあたっては、各条文を注意しながら正常な貿易の發展に資するような状態で運用さるべきであることはもちろんでございます。

この改正点の一つは、四十二条の二で、二十四条二項を受けて、織維工業構造改善事業協会に対する振興基金に政府が出資する。そういうのが改正の要点の一つです。そこではひとつ伺いましたのが、構造改善協会と略して申します。○佐々木(敏)政府委員 この事業協会の性格はいわゆる広義の特殊法人でありますけれども、狭義の特殊法人ではなくて、特別の法律に基づいて設立されたいわゆる特別法人もしくは認可法人と称せられるものに入るかと存じます。

○田中(武)委員 おかしな答弁を聞いたのですか、特殊法人に今まで広義とか狭義とかいうことを使い分けたことがありますか。ならば広義の特殊法人の定義、狭義の特殊法人の定義をお伺いいたします。

○佐々木(敏)政府委員 広義の特殊法人は特に国の意思が強く反映いたしまして、国の政策目的を反映して法律に基づいて設立されました法人であります。一般の民法法人、商法法人とは違うということであろうかと思います。しかし、そのうちで、国が法律によって直接設立するあるいは行政管理庁の審査権があるというものをいわゆる狭義の特殊法人と考えておる次第であります。

○田中(武)委員 特殊法人とは特別な法律によってつくられた法人である。これが特殊法人なんですね。そして政府の政策遂行の機関として――特殊法は人みんなそうですよ。そうでないものをかつてに法律でつくるということはないわけですよ。大なり小なりみんなそうなんです。法制局来ておりまのか。特殊法人に狭義とか広義とかいうようない分類がございますか。あつたらひとつ明確に示してください。――法制局来ていない。よろしく法人は民法三十四条によつてすべて主務大臣の認可です。

それで織維局長、いまの定義をもつと明確にしてください。そんなことは法律上通りませんよ。この構造改善協会はあくまで財團法人です。認可法人だとかなんとかいつておりますが、公益法人は民法三十四条によつてすべて主務大臣の認可です。

可を必要とするのです。その点だれだって一緒にすよ。だから、この構造改善協会は正確に何かといえます。

いえば、民法三十四条によつてつくられた財團法人、いわゆる営利を目的としないところの俗にいふ公益法人ですよ。ただ、法律によって若干のあれがあるというだけであつて、特殊法人ではございません。あくまで民間法人です。民法三十四条によるところの公益法人であり、その性格は財團法人である。間違つておれば反論をしてください。

○佐々木(敏)政府委員 申し上げるまでもなく、この協会はこの特種法に基づきまして設立されております法人であります。一般の民法法人とはさらに一段と公益性の高い法人として特別法に基づいて設立された法人でございます。

○田中(武)委員 そうですか。これを特殊法人といえますか。特別な法律によつて設立せられるものが特殊法人である。これはあくまで民法法人ですよ。では、この正確な名前を言つてください。ならば、この法人の登記謄本を見せてください。要求します。

○佐々木(敏)政府委員 正確な名前はこの法律に基づいて、繊維工業構造改善事業協会であります。

○田中(武)委員 それで、財團法人的性格があるのですね。登記謄本取り定款を要求します。それによつてひとつ法人を論議したいと思います。これは寄付行為によつてなされているのと違うのですか。定款及び登記謄本を要求します。いかがですか。出なければ法人格についての論議はできません。これは財團法人ですよ。社団法人ではない。いわんやいわゆる特殊法人ではない。

○佐々木(敏)政府委員 先生のおっしゃいますよ、ういうのがありますか。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま手元にござります例といたしましては、農業共済基金、情報処理

振興事業協会あるいは万博記念協会等でございま

す。

○田中(武)委員 それは特殊法人です。法人を設立することをもつて目的とする法律によつてつくられたものです。

では会計検査院、この協会に対する検査権はありますか。いかがです。これは補助金があるから、出資しておるから、できますね。いかがですか。

○田中会計検査院説明員 出資金がござりますので、検査権がございます。

○田中(武)委員 いわゆる百十八法人といわれている特殊法人の中に入りませんね。これはあくまで民間法人ですよ。違いますか。

○佐々木(敏)政府委員 行政管理庁設置法一条の四の二に基づきます行管に審査権のある特殊法人ではございません。

○田中(武)委員 そうでしょう。いわゆる特殊法人ではない。そこでこのような性格の法人に対しても今まで政府が、補助金はともかくとして、出資金を出した、出資をした例はございますか。あつたら言つてください。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま申し上げました農業共済基金、情報処理振興事業協会等につきまして幾つかの例がござります。

○田中(武)委員 それは出資ですか。

○佐々木(敏)政府委員 政府出資でございます。

○田中(武)委員 万博協会とおっしゃったね、それから一方は基金とおっしゃったね。これはいわゆる特殊法人でしよう。違いますか。これと同じような民間的性格を持つものじゃないでしよう、違うでしよう。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま申し上げました幾つかの協会につきましては、この事業協会と同様に、行政管理庁の審査権のない、しかし公

共性が強くて特別な法律に基づいて設置されておる同種の法人でございます。政府出資はいづれもございます。

○田中(武)委員 少なくともこの法律ができた当時においては、こうのに出した例はなかった

のです。そこで、それでは要求します。いま言われた三つの法人の定款、あるいは財團法人で

あります」ということで、事業を始めるときに外部に

対してその法人格を主張できるのは登記によらなくてはならない。当然そんなことは用意すべきな

ことです。それがないことは、私が質問する以上

はどこまで来るくらいのことは予測をつけておき

なさいよ、あなた。しかも、狹義、広義だと言

うからこうなるのですよ。はつきりぴしやつと分け

て、いわゆる政府機関たる特殊法人なのか、いわ

ゆる民間法人なのかといえば、これは民間法人に

間違いないのですよ。違いますか、民間法人です。

よ。そうならば民間法人に今まで出資した例が

どれほどあるのかということですよ。少なくとも

万博その他については——私は農業何とか基金と

いうのはよく知りませんが、万博はそのほうです

ね。この法律ができたときにはそういう前例はな

いなかったわけです。そのとき、当時の乙竹総務局長

に注文つけました。私が質問するところの法律は成

立しない、採決できない、だからわざとここはよ

う物理的に間に合いませんから、十九日に提出さ

せませんよ、それがはつきりするまでの

質問をいたします。それまでは委員長、理事諸君

へはつきりしないか。採決さ

抗議件、すなわち、この法人はこういうものであります」ということで、事業を始めるときに外部に

対してその法人格を主張できるのは登記によらなくてはならない。当然そんなことは用意すべきな

ことです。それがないことは、私が質問する以上

はどこまで来るくらいのことは予測をつけておき

なさいよ、あなた。しかも、狭義、広義だと言

うからこうなるのですよ。はつきりぴしやつと分け

て、いわゆる政府機関たる特殊法人なのか、いわ

ゆる民間法人なのかといえば、これは民間法人に

間違ないのでですよ。違いますか、民間法人です。

よ。そうならば民間法人に今まで出資した例が

どれほどあるのかということですよ。少なくとも

万博その他については——私は農業何とか基金と

いうのはよく知りませんが、万博はそのほうです

ね。この法律ができたときにはそういう前例はな

いなかったわけです。そのとき、当時の乙竹総務局長

に注文つけました。私が質問するところの法律は成

立しない、採決できない、だからわざとここはよ

う物理的に間に合いませんから、十九日に提出さ

せませんよ、それがはつきりするまでの

質問をいたします。それまでは委員長、理事諸君

へはつきりしないか。採決さ

ります」ということで、事業を始めるときに外部に登記する必要があります。当然そんなことは用意すべきなことです。それがないことは、私が質問する以上はどこまで来るくらいのことは予測をつけておきなさいよ、あなた。しかも、狭義、広義だと言うからこうなるのですよ。はつきりぴしやつと分けます。この法律ができたときにはそういう前例はなかった

涙を流して私に感謝をしたのです、私の部屋で。それはそれだけの業界の必要もあったからです。私はわざと避けてやった。次に一回やつておるときは、私は不幸にして委員会が違うておりました。今度やるときにはまた商工へ戻つておつたのですが、その当時のことを考えた場合、当然やるべきことをやつてないんだ。そういうことが先例になつて次々にこういふことになるならば、財政上のけじめがつかない。大蔵省いかがです。

## ○徳田 説明員 お答えいたします。

特殊法人の定義でございますが、一応政府のいわゆる特殊法人としては、行政管理庁設置法第二条による審査の対象となる「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」、こういうことになつております。先生の御指導のところより、この法人は特殊法人ではないわけござります。したがいまして、特殊法人以外の民法法人あるいは私法法人に準ずる一般法人かと考えられます。法律的な解釈は先生のほうが権威でいらっしゃいますが、それで財政当局の立場から申上げますと、財政法上の解釈になるわけでござりますが、これも先生がよく御存じのことと思いますけれども、財政法には、御承知のとおり出資先については特段の規定がございません。したがいまして、出資につきましては個別の案件に即して妥当性の有無を判断いたしまして、妥当な場合にはこのような法人にも出資することができるたまえになっております。

○田中(武) 委員 何かわかつたようなわからぬようなことなんだが、私の申し上げているのは、いわゆる政府機関としての特殊法人、これに出資したこととすることは当然というか、とやかく申しません。そうでないものに——これもはつきりしたいのですが、おそらくこの法律の成立當時は前例がなかつたはずです。その後これが通つたからといふので——いまの万博協会とか農業何とか基金といふのは、一べんその条文あるいは定款ないし交付行為その他を全部対照し、かつ登記簿謄本等を見た上でないと明確にできません。しかし少なく

とも大蔵省としては、出資をするにはどういうところに限度を置くべきなのか、こういうことに対する一つの基準というかあれば、財政監督上あるいは主計局として予算編成上大きな問題が起きてくる。そのときそのときの都合によって出したり引つ込めたりするということでは許されないと思うのですよ。少なくともこの法律の制定が経緯からいえば、これは特殊法人にすべきであった。また、通産省はしたかつたのです。ところがこれ以上特殊法人をふやさぬということです。そこでこういったぬえ的な存在になつたことは確かにあります。したがつて、法による補給があるいふことになつております。先生の御指導のところより、この法人は特殊法人ではないわけござります。したがいまして、特殊法人以外の民法法人にも全部主務大臣は監督権を持っています。同様に、政府機関でないものに民間出資と政府出資が混合になつた場合、一体どうなるのですか。大臣の認可とかあるいは監督といふことを言うが、少なくとも公益法人である限り、民法三十四条の法人にも全部主務大臣は監督権を持っています。同じことですよ。会計検査院は、いわゆる会計検査院の立場からこういうやり方を見てどう思いますか。これも伺つておきます。いかがですか。

○田中会計検査院 説明員 会計検査院といつましても、出資の目的をケース・バイ・ケースに判断いたしまして、妥当なものであるかどうか、さらにはその出資された目的どおりに事業が遂行されるというふうに思つております。

○田中(武) 委員 会計検査院も大蔵省も変な答弁をしておると、決算委員会あるいは予算委員会でこれは再燃しますよ。約束しておきます。少なくとも、いまケース・バイ・ケースと言つたが、一体ケースは何なのか。一番最初の先べんをつけたのはこれです。これが先べんをつけたからケースはこれです。これが先べんをつけたからケースがない。そういうことです、言いたくはないで

ならないわけなんです。どうしますか、これはどうじめをつけますか。もう一べん局長、私の部屋に来て泣きますか。いまの答弁では、これはいることがあります。第五は預金保険機構、これは預金保険法によるものでございます。第六は海洋水産資源開発促進法によるものでございます。第七は海洋科学技術センター、海洋科学技術センターによるものでございます。この事業の運営につたと思います。こういうことで安易に無理言つたと思います。こういうことで安易にこの法律を採決できますか。どうです。

○田中国務大臣 今回事業協会に対し新たに振興基金を設置し、これに対し政府出資を行なうというが、事業協会のよろな隠れ法人に対し政府出資を行なうのは問題があるのではないか、こういうのがあなたの質問であり、あなたの御意見ですね。これに対する答えは、織維工業構造改善事業協会は、本協会は民間が発起人となつて自主的に設立手続を進め、その業務の公共性を担保するという意味において特定織維工業構造改善臨時措置法に基づき通商産業大臣が認可したいわゆる認可法人であります。法律により直接に設立をされ、行政管理庁が審査権を持つ狭義の特殊法人とは異なつております。これは先ほど申し上げたとおりです。このような認可法人に対する政府出資の当否については、認可法人が主務大臣の監督という点では、財務及び会計に関する規定、役職員の任命、役職員の地位、これはみなし公務員の規定等の諸点において狭義の特殊法人とは今度は同様でござります。この限りにおいては同様であり、財政法上政府出資は制限されてはいない。これは制限されていないということでござります。それで結局例があるのかというと、事業協会以外でもこのような認可法人に対する政府出資の例は多い。何があるのか。認可法人に対する出資の例でいまの法人と同じようなものは、先ほど申し上げました農業共済基金、これは農業共済基金法によるものでございます。第二は中央開拓融資保証協会、これは開拓融資保証法による認可法人でござります。第三は情報処理振興事業協会、これは情報処理振興事業協会法による認可法人でござります。第四は万国博覧会記念協会、すなわち日本

万国博覧会記念協会法によるものでございます。第五は預金保険機構、これは預金保険法によるものでございます。第六は海洋水産資源開発セントラル、海洋科学技術センターによるものでございます。この事業協会に対する出資は、先ほど申し上げたように四十九億出資が認められれば、三十七億円の出資になるわけでございます。これは政府出資が三十七億円であり、これに対応する民間出資は五億四千万円です。だからこの中にで問題になり得るところ、財政法上、政府出資はこの協会に対する出資は、先ほど申し上げたように四十六年に五億、四十四年に五億、四十五年三億、四十六年に五億、計十八億四十七年度の予定十九億出資が認められれば、三十七億円の出資になります。第七は海洋科学技術センターによるものでございます。この事業協会に対する出資は、先ほど申し上げたように四十二億四千万円プラスアルファというこの総額は四十二億四千万円プラスアルファといふことになります。ですからこの中で問題になり得るところ、財政法上、政府出資はこの協会に対する出資は、先ほど申し上げたように四十二億四千万円プラスアルファといふことになります。ですからこの中で問題になり得るところ、財政法上、政府出資はこの協会に対する出資は、先ほど申し上げたように四十二億四千万円プラスアルファといふことになります。これは今日この立法とこの協会に対してはこういふ立場とこういふ考え方方に立つておるということを念のため申し上げるわけでございます。

○田中(武) 委員 次期总裁、総理の第一人者といわれるあなたがおっしゃるのだから、一応はお聞きしておきましょう。しかし、あなた、そんなにあげていいのですか。それなら全部戸籍を出してください。それを私全部調べます。いいですか。これはみんな同じことじゃないと思うのです。いま会計検査院はケース・バイ・ケースと言つた。会計検査院はケース・バイ・ケースとあります。これはみんな同じことじゃないと思うのです。いまのところが論点となれば論点になる、こういうことになります。ですからこの立法とこの協会に対してはこういふ立場とこういふ考え方方に立つておるということを念のため申し上げるわけでございます。



らばいいけれども、貿易の量の制限をしようとしている。なぜそうかといつたら、それはアメリカの国内法がそうだからという田中大臣の答弁であった。そうなるとアメリカの国内法のほうが協定よりは優先するということですね。そうでしょ。かかるに日本のほうはどうかといつたら、いま田中委員の御質問にもあったように、協定あるがゆえに、これを実行するためには日本側は何するかといったらまず自主規制、カルテル法を破つてまでもカルテル行為をさせてそれを実行に移すか、または輸出入取引法からくるところの貿管令、これを変更してまでも実行に移させる、こういう話なんです。日本のほうは協定のおかげで国内法がいかのようにでも左右されて、協定を生かそうとしておる。ところがアメリカ側は国内法のほうが優先して、この協定の内容を踏みにじらうとしている。これは法的にいつてもきわめて不平等である。この不平等は日本とアメリカとで結んでいる日米友好通商航海条約の条項にも違反する行為であると私は判断する。外務省条約局というのはそれでもなお長いものには巻かれるというのか、ニクソンの言うことなら何でもはいはいと聞かなければならぬのか、ニクソンの前には日本の憲法も法律も全部踏みにじられてもそれでもいいとおっしゃるのか、きょうここで御答弁をいただこうとは思わぬ。やむを得ない。だから条約局長と言つておいた。だからひとつ条約局長にその旨を伝えて、書面でもって答弁が願いたい。その期限はこの法案が通過する前、それでよろしいですか。

の中にもたくさんございましたように、日本とアメリカとが織維協定を結んで輸出制限をしたら直ちにカナダがまねますよということを、もう再三申し上げておいた。案の定でしょう、カナダがまねてきた。それをやられるとその余力をEC諸国に向かはれちゃかなねというので、ECのほうがまた制限をしてきますよと、それはコットンのときに前例があるからほつきりしたことであるということを、協定が結ばれる前に再三申し上げた。案の定やつてきた。案の定EC諸国がまたアメリカと同じように規制をするという申し入れをしてきておる。あなたの耳に入つたか入らぬかは知らぬけれども、コットンは十七年前の話なんです。日本とアメリカが結んだおかげでEEC諸国は報復手段として、おれらにも同じようにさせろ、させた上になおどうしたか。ガット三十五条二項の援用でペナルティーなんです。いまだに日本の織維製品は差別待遇でしう。十七年間、やがて沖縄と同じになつちやうがね。これでは日本の織維が発展しないのは無理もないのです。この構造改善法のときになぜこういうことを言わなければならぬかといえば、構造改善の目的に合わないからなのです。このことが次から次へと行なわれれば、構造改善をどれだけ金をかけてやってもさいの川原の石積みになるからなんです。設備が多過ぎる、ゆえに設備を制限しましよう。そうして出血生産を防ぎましよう。秩序ある輸出をいたしましょうというのが構造改善の一つのポイントなんですね。ところがこれは需要供給の調整なんですから、アメリカにこのぐらい売れるであろう、歐州にこのぐらい売れるであろうという想定を立てているんだから、そこが次から次へと制限してくれば、設備制限したってなお設備が余り過ぎるということになるわけなんです。

と同時に、もう一つ内地的に問題になるのは、やみ織機の処理なんです。このやみ織機の処理と前段の二つの問題、この三つがうまく調整されて初めて構造改善の目的が達成できるわけなんです。だから、アメリカのことを執拗に申し上げる。アメリカが先例を開きますと、次々と追随者が出てくるんですから。いまアメリカが日本のウールをねらい打ちして、一理もないにもかかわらず協定からはずしてプラスアルファでもう一つ追い打ちをかければ、またカナダがやるのです。また歐州がやります。これでは構造改善を何度もやつたって効果があがりません。大蔵省から何ぼ金が出てたって、これは効果があがりません。したがって私は、この法的根柢を通産大臣も明らかにしておいていただきたいのです。アメリカの法律だからやむを得ぬなんていふんだったら、日本の法律もこんな協定を受け入れるような受け皿はありません。通商局長と織維局長、この点を、この法案が衆議院の審議を終える段階までにきちっとこの対策を答えられるようにしておいてください。

○佐々木(敏)政府委員 先生がおっしゃいましたように、まさに構造改善は需給のバランスの正確な把握の上につくられるべきものであります。輸出の健全な数量、あるいは膨大な輸入量の阻止、あるいはまた生産能力におきましても、やみ縫機の膨大な生産活動と、ということをできるだけ整理いたしまして、構造改善をするわけであります。が、ただ、先生お話しの輸入の問題につきましては、私ども、まず国内の繊維産業の構造改善、であります。ただ、質的向上あるのは合理化、近代化をばかりまして、わが国の繊維産業が輸入品に対しまして国際的に十分負けない体質改善をはかつてまいり、その方向で前向きに考えていただきたいと考えておる次第であります。

○加藤(清)委員 後進国の追い上げについてどういう対策をしていらっしゃいますかとお尋ねしている。

○佐々木(敏)政府委員 後進国の追い上げにつきましては、関税の問題、特に特惠関税についてでありますから、それに対する検討をしてください。同時に、後進国の追い上げに負けないようなわが国繊維産業の体質改善、高級化、付加価値の高いもの、あるいは生産能率の近代化、合理化といふような体質の向上、その二つでもって後進国の追い上げに対しまして対処していくおる次第であります。

○加藤(清)委員 それじゃ、私が具体的に申し上げますから、それに対する検討をしてください。もはや抽象論で事が足りるときじゃないのです。私どもは、ことしになりましてから、产地を十地区調査いたしました。ほとんど中小企業が多い。どこもかしこもみんな言うのです。後進国の追い上げにあつてかないませんと言う。その原因がどこにあるかといいますと、日本の大きい資本が、発展途上国の安い労賃を使うという目的で、向こうへプラントを輸出して、日本の技術を持っていくつて向こうの人間を教育して、それでつぶつて、売り先はどこかといったら、日本の内地に向けて売り込んでおるのです。こういう指導を政府がしてみえる。それからもう一つは、発展途上国

の技術養成員を内地へ迎えて、その教育者に日本の中、中小企業のベテランをつけて教え込まして、そして國へ帰らして、これらが日本で学んだ技術でつくり上げたものもう一度こちらへ輸出してきておる。これはだれがそんなことをやらしておるかというたら、また政府がやらしておるというのです。だから、発展途上國の研修員の講師に招かることはわが組合はごめんとござると断わり状が来たところがあるでしょう。こういうことをやつてみえるのです。もちろん、いまの織維局長とかいまの通商局長になつてからやつておるとは言わぬ。このはしりがそもそも南朝鮮に対して有償無償八万ドル、特融四億ドル、あの時代から始まつておるのである。あのときには八億ドルの内訳はと尋ねたら、何と生産性本部と政府とが結託して、百五十万錘の綿紡と、一万錘に対して三百台の織機を持つていく。その織機は何かといつたら、この際はつきり言いましょう、やみ織機なんです。すでに廃棄処分にななければならなかつたやみ織機をオーバーホールして塗りかえして、そして持つていつたのです。それに引き続いて染色整理からしほりからどんどんついていったのです。それがいま日本の海外のシェアを食うだけではなくして、日本へ敵前上陸してくることになつておる。だからあのときに、有償、無償八億ドルのときに、私は予算委員会で、かくすればかくなる、さうなものを実物供与すべきでないということを何度も口をすっぱくして言つたのです。そうしたら、そのときの言いざまがおもしろい。日本はそれ以上に技術が発達しております、だからそのころには段違いによくなつていますからよろしい、こういう話なんです。それは大企業だけの話なんです。中小零細企業の方々は、空気精紡機を使うといったってそんなことはできませんよ。できつてないので、結果、日本の中小零細企業を殺して発展途上國を助けた、こういうことになつておるのです。だから発展途上國の追い上げに対する対策は、政府がまいた種なんです。何も田中通産大臣が種をまいたとは言わない。田中通産大臣が郵政大臣のところからこれは始まつておることなん

ですから。しかし、また種には間違いない。刈

ですから。しかし、また種には間違いない。刈り取つてもらいたい。

○山下政府委員 きわめて具体的に御指摘がございましたが、実は現在日本の通商産業政策として一番むずかしい点の御指摘があつたわけでございます。御承知のように、発展途上国に対しましては、現地技術者の養成、それから投融資に関しましては、相手国産業そのものの発達をできるだけ助けるという課題でいろいろな施策をやっておりますが、それが日本において重要な産業であり、かつその構造改善に最も神経を使わなければならぬ織維産業の場合には、言うまでもなくそのバランスをどこにとるか。そしてかりにぞういう施策でひづみができた場合あるいはタイミング等も含めまして、どういうぐあいに実際の運用をやっていくか、私どもとしても引き受けます。御承知のように、日本の関税その他他の制度は、比較的規定は持っておりますけれども、発展途上国からの輸入急増あるいはダンピングというような事態に対しても、その運用の経験実績がございませんが、一つには輸入制限、割り当て制度で長い間なれてきたせいもあるうかと存しますが、今後はそろばまいりませんので、そういう事態に対しても、十分の備えを用意していくべきたいといふことで関係省でも検討をしておる次第でございます。ことしに入りまして、生糸の問題でもすでにそういう例が出てきたことは御承知のとおりでございます。

○加藤(清)委員 大臣、いまお話のありましたとおり、綿糸につきましては全国の蚕糸業者や養蚕業者が大会を一度やつただけで、ぱぱぱっと法律がてきて、そして、政府が買い上げる底値を下げさせない、後進国から入ってきても日本の業者が困らないように輸入した生糸も政府が買い取る、こういう制度を一べんにつくっちゃつたんですね。ところがいまや、きょうの参考人のお話にも出ておりましたが、綿の四十番手以下のあれは二十万俵ぐらい入つておる。これはオール生産の一―%から、ものによっては一〇%に至つてゐるので

す。さっきも申し上げましたが、しぶりのことがあります。日本は、オール消費量の七〇%が朝鮮ものなんです。日本はどんどん食われていっちゃったのです。京都の民芸品までがそうなんです。たいへんな食われ方なんです。アメリカは二%や三%食われるといふと、日本を制限する。日本は七〇%食われても知らぬ顔をしておる。よほど日本のほうが大ものようですね。これでいいですか。政治家は大きなものであっても、それで倒れていく中小企業の身になつたら、たまたものじゃないですね。この対策いかん。大臣にお尋ねする。

○田中中国務大臣　まあそういう問題はあります。これはいま御指摘のよう、韓国に経済協力をし、韓國から経済攻勢を受けておる。もつと大きなものは、二十五年、二十七年にアメリカから日本は援助を受け、そして日本の経済を復興せしめ、そしてアメリカは日本商品の攻勢に悲鳴をあげる、こういうことでござりますが、これはこれから中国大陸と国交を開けばまた同じような問題も参ります。そこで、国際的な分業問題とか、国際的に経済交流を進めていき、しかも、縮小均衡の道を選ばず、拡大均衡によって世界の平和を維持確保しようという限りにおいては、輸出秩序を確立しなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、国際的にはいろいろの問題が起つてまいりますけれども、この国際的波動に対処して、やはり国内産業を守つていくための施策というものは、直切に行なわなければならぬわけでございます。そういう意味で、繊維対策等も行なつておるわけでござりますので、これからほんとうにいろいろな問題が起つてまいると思ひます。これはもう繊維やそういうものだけではなく、ちょうど香港フラーのような問題もあつたわけでありますし、かつてアメリカに出ておつたクリスマスツリーとか電球とかいうものは、全く日本からの輸出は、影をひそめてしまったというような面もあります。そういう国際的波動に対応しては、やはり国内産業を絶えずこの波動に対応できるよう、体質改善が行なえるように施策を講めてまいりということでなければならない、こ

網米の問題に対しても、これは超党派でもって議員立法の措置がいま行なわれておるわけでございますが、その他、他の問題に対しても、きめこまかい施策を行ないながら、国際的波動にたえていけるよう体質改善を行なうと、いふように、育成強化を進めるべきだと思います。

○加藤(清)委員 いま抽象論の時期じゃないですね。大臣、抽象論を言ひておる時期じゃないのです。絹糸の施策が直ちにできたというのではなく、農林省の姿勢ですね。農民に対する姿勢がきわめて愛情があると申しまじょうか、響きに応ずるようにできている。ところが、通産省の中小企業に対する施策というものは、もう耳にたこが当たつているのですから、何度言ても抽象的ななことばだけは返つてくるけれども、具体的な施策といふものが生まれてこないといふところにうらみがあるわけなんです。そういう態度だから、朝鮮のほうはえたりかしこでまた一步進んできた。しおりに例をとりますと、以前は日本で柄をつけ、すなわち日本の生地で柄をつけて向こうへ持つていって、しおることだけをやらせておったのです。称して保税加工貿易といつておった。ところはなんだんその技術を覚えちゃった。そこでどうなつたかというと、朝鮮の生地で柄は日本から盗んだもので、それで朝鮮で染めて、それでなければ日本へは輸出しない。つまり付加価値をふやさなければ日本へ輸出しないということは朝鮮のほうが先にやつておるのでよ。こういうことに対しても日本の政府はどういう施策をとりましたか。

○田中國務大臣 御指摘の問題もわからないわけじゃないのです。これは、下請に使っておつた大島つむぎを韓国でつくつて韓国大島つむぎということで入つてくるとわからなくなつてしまふ、こういう問題があります。これはまあいろいろこういう問題ほんとうに起つてくるわけです。下請に使っておつて、安い労働賃金などといふことで、もつてやつておると、これはアメリカの海外投資と同じ問題が起つてくるわけであります。です

から、そういう問題も両国の中でもつていろいろ円満にものを運ぶようにしなければならないわけだと思いますが、しかし、これも法律的になかなかむずかしい問題でございます。まあ登録商標とかいろんな問題がございますが、しかし、非常にむずかしい、困難な調整はあります。だから、そういう具体的な問題に対しても、それをシャットアウトするとか調整するとかいうこともざることながら、やはりそういう体制が起る場合、前の国会でいろいろな中小企業や零細企業に対しての制度上の助成策をお願いをいたしましたように、やはり国内産業、国内企業特に零細企業というものを育成強化すること以外にはなかなかむずかしい問題だ。これはもう自由化する一步手前の問題であります。自由化をすると、洪水のように安いものが入ってくるということの前に、そういう下請をやっておったものがほとんど内地でくわられるものと同じもの、より以上のものはできないと思いますが、まあ二級品、三級品、しかし、これはよほどよく見なければ一級品か二級品の差もわからないというようなものが輸入される。これはもう一番大きな問題では、日本人が韓国へ行って教えたノリが、いまでは韓国からノリが入ってくると日本のノリが暴落して困るというような問題もあるわけです。だから、そういうような問題に対処して、これは一つづつそういう現象に見て歯どめを行なうということよりも、やはり日本の産業自体をこれに対応できるような体制まで助成をしていくということ、これをやらざるを得ないわけでござります。

に、国会で議決するという手がある。本委員会で議決したことがある、ノリも、数量制限をやつたことがあるのです。

それからアメリカは、これは農業法の延長で制限をしておる。この合成繊維まで別途協定を結んで制限をしたんだでしょう。その筆法がいいというなら、それ一歩手前に、アメリカがやつたところの農業法一百四条の適用ができるわけなんだ。日本もそれと同じをやればいい。道としてはまだガットの場でやるという手もある。ガットの場でいままでしばりのことを日本政府のだれかが一言半句でもしゃべったことがありますか。一度もないでしよう、ここでは、やります、やりますと言つておりながら。この対策をどうするんです。朝鮮のしぼりなんか簡単ですよ。保税加工以外は受け取らぬと言つたら、これでしまいでしよう。協定を何もつくる必要ないです。どうです、これ。

○佐々木(歎)政府委員 先生、もちろん申し上げるまでもなく、かつてしぼりの日本から韓国に対する輸出加工の問題が一つございまして、これにつきましては現在輸取法で輸出組合の規約として継続をいたしております。

ただ、その先生のおっしゃる、韓国でできました原反で、向こうでしぼり加工して入ってくるという問題につきましては、今後わが国のしぼり業界、非常に大きな影響があろうかと存する次第であります。が、現在特惠関税の対象にはいたしておりませんが、これだけでは不十分である場合には、今後十分な検討をしてまいりたい、かように考えております。

○加藤(清)委員 検討だけではいけないです。あなたたちが検討検討と言つている間に、ばたばたと倒れつつあるのです。だから私が一生懸命にござつて、このおそい時間にも申し上げておることなんですね。これは東尾張から西三河路にかけて一帯の特殊産物なんです。これがいまがたがたにかれておる。京都はもうほとんどいかれてしまつたのです。政府が慎重検討、慎重検討、何年統けたらしいか知らぬけれども、私が委員会でこれを言い出してからもう十年になるのです。十年たつた

ても一日のごとく検討検討という答えを聞くほどこつちも気が長くないのです。その間にどんどん縮小されてしまったのです。なぜ縮小されたか。倒産したからだ。手当てをする、手当てをするとおっしゃるけれども、その倒産の連中に対してもういう手当てをなさったんです。何ぞ救いの手を伸ばされたことがありますか。聞いたことないのです。せめて勅章をやつしてくれと言つたら、それもできなかつた。そういう手当てのしかたなんですね。だから、本件は、実力大臣である田中さんのような方が大臣をやっていらっしゃるときならばができることなんです。農林省でやつたのですから、何で通産省でできない。至急やる用意があるのかないか。

○山下政府委員 直接的な輸入制限は、先生も御承知のようだ、ここ二、三年来せつかく一つ一つの討議を重ねまして、現在三十三品目、大部分は農林鉱山物資でございますが、そういうところまで自由化を進めてまいりましたわけで、いまここでさらに輸入制限品目をふやすということはきわめて至難だと思いますが、ただ国内において被害があり、急増するもしくはその輸入を放置できないという場合のために、緊急關税なり相殺關税なりあるいは緊急的な輸入制限という措置も現行法でござりますので、ただそれを今までなかなか發動しなかつたわけですが、今後はそういう措置も事態に合わせてやれるようについて大蔵省、通産省、農林省現在相談しておる段階でございます。いま御指摘のしおりその他について具体的に検討してどういう結論になるかということをいま申し上げられませんが、そういう心がまえています。

○加藤(清)委員 至急対策を具体化してもらいたい。これはぜひ田中通産大臣が大臣をやっていらっしゃる間にやつておいてもらいたいのです。それからもう一つ、次の問題です。その構造改善の次の大事な柱は需給のバランスをとるといふことでござりますから、この市場の拡大でござりますが、あるいは市場転換と申してもけつこうでございますが、アメリカの制限をまねてカナダ、

EC諸国が日本の織維製品を制限しようとしている。そういうやさきに中国とソ連、東欧諸国は日本の原材料、糸、これは合纖もウールもたいへんな引き合いが出てきております。しかしこの引き合いを実行に移すにはいろいろな難点がござりまするが、第一番は外務省の態度を直してもらいたい。共産圏というとクレームをつける、クレームをつけておれば自分の首が安全だと思っていいのでしよう。

次の問題は、公団貿易であつたり組合貿易であつたりするわけなんです。その結果、長期で一括契約になるわけなんです。このような外貨の不安定なりには長期のあれができないわけなんです。したがつて、どうするかといえば、長期で一括契約であるならばぜひひ元建てで、これがドル建てになつておるのであるから、ソ連との貿易をする、中国との貿易をするときに、何も不安定などアルを通貨にする必要はないわけなんです。これはアメリカの通貨が非常に安定していたころの前例で来ておるわけなんですから、これはひとつぜひ円建てに変えるようにしていただきたいが、これはできないとおっしゃるのであります。

○田中國務大臣 ドル建てでなくとも話がまとまればバイ・ケースで考えます。これはボンド建てでやっておるところもござりますし、また日中間ににおいても円元決済の問題もあります。円元決済も話がまとまれば実行していこうという考え方でござります。ですから、それはそんなにドル建てでなければならないというふうに、全くそれ以外に考えておらぬということではないので、バイ・ケースで処理をしてまいられる、こういうように考えております。

○加藤(清)委員 吉田書簡を破棄して、あるいはもう忘れて、輸銀融資をこれまで考へるといふ考え方を大臣は何度も表明されております。したがつて、輸銀の融資までするだけの余裕があり幅があるならば、当然共産圏との貿易において円建てで契約してこうしますと持つてきました通産

省は許可いたしましたですね。

○田中國務大臣 これもバイ・ケースで十分考えます。

○加藤(清)委員 わかりました。それでけつこうです。

それじゃ、理事さんの御意見もこれあり、最初に申し上げましたところが大臣がお留守でお答えになつておりませんからそこだけを答えてください。——それじゃ簡単に申し上げましょ。大臣がお留守でありましたけれども進めろということでしたから進めた一番大事な問題です。アメリカがなぜトリガーワーク方式を発動して日本のウールの関税査定を中止されたか、これはやがてペナルティーとなって一〇%の罰金を科せられるという前提なんです。なぜそうかと尋ねしたら、あなたはこの間こうおっしゃつた。それはアメリカの法律がそうちからやむを得ぬ、こういうことだった。時間がなかつたから次へ行きましたが、それならばこれはたいへんなことになる。日本は協定を実行に移すためにいわゆる独禁法に触れるおそれのあることをしても自主規制をさせるとかあるいは輸取法からくるところの貿管令をある程度手直ししてもこれは実行に移させる。つまり協定が日本の国内法を変えるだけの権威があるはずなんですが、ところが、アメリカの国内法はそういうたら協定を打ち破つてまでもなお日本のものを制限するという。これは矛盾ではないか、きわめて矛盾である。それは互恵平等、内国人待遇をうたったところの日米友好通商航海条約に違反することとなる。ではないか。ゆえにこのことをよくアメリカに認識させてかかる間違いをさせないようになりますが、アメリカは制度があつて業者が提訴するのできることになるわけですが、実際こういうこ

○田中國務大臣 協定品目につきましてダンピング関税をすることは妥当でない点が多いので、米国に対しまして今後とも強力に話し合つていくつもりでございます。基本的にはそうでございますが、アメリカは制度があつて業者が提訴するのできることになるわけですが、実際こういうこ

とをやつていると、あなたがいま述べたように私自身でも日米間でもつておもしろくないことになるから事前の話し合いをしようということで、専門家会議の常置を行なつたわけでございます。それで専門家会議でもつて、幾ら制度があるからといつても、またアメリカに日本と違つて簡単に裁判に訴えるというようなことが日常茶飯のような状態であつても、こつちはそはとれないでの、ひとつ事前に調整をしようということで専門家会議等をつくつていま臨んでおるわけでございま

そういう意味で、御指導になつたように日米間、いまアメリカから日本に品物が怒濤のように来てるのじやなくて、日本のほうから行つておるというところにいろいろな問題があるのです。が、アメリカ側からいふと、普通からいえばもつと制限をしなければならない状態にあるにもかかわらず、まあ日米間であるので話し合いでもつとめよう、こういつておるんだから、日本側も、日米貿易の正常な発展のために輸出の正常化、輸出環境の正常化といふもの、輸出秩序の確立といふものにひとつ努力をしてもらいたいといふような、アメリカ側としての立場上言わなければならぬようなこともあります。しかし、いづれにしても当面しておる問題だけではなく、長期にわたる日米両国の貿易を正常に拡大をしていくためには、意思の疎通をはかつて、両国との間にトラブルが起らぬよう全力を傾けてまいります。

○浦野委員長代理 次回は、明十七日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会。





昭和四十七年五月二十六日印刷

昭和四十七年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

S